

会

議

午前10時 0分開会

議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議第69号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（小泉孝敬君） 日程により、議第69号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（曾根英明君） おはようございます。

それでは、議第69号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の1ページをお開きください。

最初に、本議案の根拠規定でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命するというものであります。

また、同条第5項には、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること。さらに同法第3条の規定により、教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織することとなっており、本市におきましても教育長のほか、男性委員2名、女性委員2名の計5名で運営されております。

なお、委員の選任については、教育長を除く委員4人を中学校区で区割りし、それぞれの地区に配慮して任命させていただいております。

このたび任命いたしたい方ではありますが、氏名は西堀政幸さんで、住所は下田市宇土金107番地、生年月日は昭和26年5月1日、69歳、男性であります。

提案理由は、このたび稲梓中学校区の西堀政幸委員が本年12月14日をもって任期満了を迎えるため、同法第5条第2項の規定により、再任につき議会の同意をお願いするものであります。

西堀さんの主な経歴でございますが、下田市宇土金の御出身で、静岡県立下田北高等学校を昭和45年3月に卒業され、同年4月に伊豆急行株式会社に入社、平成11年11月に同社を退職されております。

西堀さんは、人格が高潔で、稲梓小学校の評議員を務めるなど、教育行政に関して豊富な識見を有する方であり、さらに下田市交通指導員連絡協議会会長などの活動もなされ、地域住民の人望や信頼も厚く、教育委員として適任の方であります。

以上により、西堀政幸さんを本市教育委員会委員として任命いたしたく、ぜひとも御同意を賜りますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、御同意をいただきました場合の任期は、本年12月15日から令和6年3月14日までの4年間となるものであります。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第69号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定

いたしました。

議第70号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第70号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） それでは、議第70号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約について、地方自治法第286条第1項の規定により、静岡州市町総合事務組合を組織する構成団体の数の減少及び同事務組合理約の一部を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、静岡州市町総合事務組合の構成団体である相寿園管理組合、こちらにつきましては牧之原市にある養護老人ホーム施設でございます、こちらが解散することに伴い、同事務組合から脱退するものとして、構成団体の数の減少及び同事務組合理約の一部を変更することについて、同事務組合の構成団体と協議するためでございます。

次の3ページを御覧ください。

静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更する規約でございます。変更の内容につきましては、議案説明資料にて御説明申し上げます。

お手数ですが、議案説明資料の1ページをお開きください。

規約の一部を変更する規約の新旧対照表で、左側は改正前、右側は改正後、下線箇所が今回変更となっております。

別表第1及び別表第2中「、相寿園管理組合」を削るものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の3ページにお戻りください。

最後に、附則は、この規約は令和3年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第70号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約についての説明を終了いたします。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第70号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約については、原案のとおり決することに決定いたしました。

議第71号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第71号 第5次下田市総合計画基本構想についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） それでは、議第71号 第5次下田市総合計画基本構想について御説明申し上げます。

お手数ですが議案件名簿の4ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

第5次下田市総合計画基本構想について、下田市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもので、提案理由は、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする第5次下田市総合計画の基本構想を、次の5ページから17ページのとおり定めるためでございます。

なお、今回の計画策定も第4次総合計画と同様、総合計画審議会に諮問いたしまして、その答申を尊重し、策定したものでございます。

本計画の資料としましては、議決事項の基本構想のほか、関連する序論、基本計画等を別冊、議第71号説明資料にまとめてございます。随時交えて御説明申し上げますので、御用意をお願いいたします。

それでは、まず、本計画の基本構想の前段となる序論について御説明申し上げます。

別冊説明資料の7ページをお開きください。

序論の目次でございます。序論は、第1章、総合計画の策定にあたってから、第4章、本市の主要な課題までの構成となっております。

資料の9ページをお開きください。

第1章、総合計画の策定にあたって。本計画の趣旨、期間、構成について記述してございます。

1、計画策定の趣旨としまして、8行目からの記述になります。第4次下田市総合計画の評価・検証を踏まえ、今後10年間のまちづくりの方向性とその実現に向けた取組を明らかにし、全ての市民に分かりやすい新たなまちづくりの指針として、令和3年度を初年度とする第5次下田市総合計画を策定するものでございます。

なお、本計画におけるまちづくりの定義としまして、建物や道路等のハード面、歴史や文化等のソフト面を保護、改善することによって、さらに住みやすいまちとする活動全般としております。

2、計画の期間と構成は、本計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、構成としまして、基本計画は、基本構想、基本計画、実施計画をもって構成しております。

(1) 議決事項となる基本構想は、本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な指針で、まちづくりの基本理念とまちの将来像とそれを実現するために必要なまちづくりの柱等を提示するものでございます。

(2) 基本計画は、基本構想を実現するため、分野別に現状と課題を分析し、実現するた

めの施策を体系的に提示するものでございます。基本計画の期間は5年とし、全体計画期間の10年を5年ごとに前期・後期に分けて設定しております。

10ページをお開きください。

(3) 実施計画は、基本計画に示された施策に基づき具体的な事務事業を企画立案し、予算編成の指針として位置づけて本計画の実効性を確保するもので、期間は3年間で、毎年度計画と実績の差をチェックし、必要に応じて計画を再編成して目標の達成を図ってまいります。

3、進捗管理体制は、本計画の進捗管理として、PDCAサイクルにより検証と改善を繰り返すこととしております。

11ページをお開きください。

第2章、下田市の現状と動向でございます。

総合計画の策定に向けて、本市の課題を把握するため、人口、世帯数、人口動態及び就業人口の推移、市民の意識調査結果及び中学生の意識調査結果を分析したものでございます。

1、人口、世帯数、人口動態及び就業人口の推移について。

(1) 人口の推移は、平成27年の国勢調査における人口は2万2,916人であり、昭和50年以降減少が続いております。年齢3区分別人口は、平成27年は年少人口が2,234人、生産年齢人口が1万1,658人と、ともに総人口の推移と同様に減少する一方、老年人口は8,848人と増加を続けており、国や県よりも速いスピードで少子高齢化が進行しております。

(2) 世帯数の推移は、国勢調査における世帯数は、平成12年の1万1,119世帯をピークに減少に転じ、平成27年には1万397世帯となっており、1世帯当たりの人数も減少が続いており、平成27年には2.2人となっております。

12ページをお開きください。

(3) 人口動態の推移は、住民基本台帳における社会動態の状況として、転入数、転出数ともに減少傾向にあるものの、転出数が転入数を上回り、社会減が継続しております。

自然動態の状況は、出生数が減少傾向、死亡数が増加傾向にあり、死亡数が出生数を上回る自然減が継続しております。

(4) 就業人口の推移は、平成27年の国勢調査における就業人口は1万453人であり、人口と同様に減少傾向にあります。

産業別も、第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに就業人口は減少傾向、就業者の割合は第3次産業が平成27年、80.3%を占めております。

13ページをお開きください。

2、市民の意識調査結果は、本計画の策定に当たり、令和元年9月、18歳以上の市民1,000人を対象にアンケート調査を実施いたしました。

結果につきましては、13ページから15ページにかけての(1)まちへの愛着度、(2)今後の定住意向、(3)今後のまちづくりの特色、(4)求められる施策のとおりで、市民が今後、期待されるまちづくりの特色は、健康・福祉のまちが最も多く、次いで、環境保全、快適住環境となっております。

16ページ、17ページを御覧ください。

こちらは、市民アンケート調査の結果に基づき、満足度と重要度の相関図を示したもので、本市のまちづくりに対する市民の評価を可視化しております。市民の意識から見られる施策の優先度の観点として、満足度は低い、重要度は高いものと考えた場合、医療体制の充実が最も高く、次いで災害、道路整備、公共交通の順になっております。

18ページをお開きください。

3、中学生の意識調査結果は、令和元年9月、市内の全ての中学生460人を対象にアンケート調査を実施しました。

結果につきましては、18ページから20ページにかけての(1)まちへの愛着度、(2)今後の定住意向、(3)今後のまちづくりの特色、(4)住みやすい点、(5)住みにくい点のとおりで、中学生が、今後、期待されるまちづくりの特色は、自然や環境に優しいまちと快適で安全・安心に暮らせるまちが多くなっております。

21ページをお開きください。

第3章、時代の潮流は、本計画策定において留意すべき事項として、本市のみならず、日本全体を取り巻く社会経済環境の変化を踏まえ、7項目に整理したもので、1、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来として、人口減少の抑制とともに、人口減少を前提とした社会システムへの転換が求められていること。

2、環境問題への対応として、社会経済活動による環境負荷の増大等により自然環境が損なわれつつある中、市民との協働による保護、保全の取組、6Rの取組など、あらゆる局面で環境への負荷を低減するために、環境への配慮が企業・団体の取組としても不可欠であること。

3、安全・安心意識の高まりとして、全国各地で頻発する地震や台風等の大規模自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症の発生もあり、災害や危機管理に対する意識の高まりな

どによる安全で安心して暮らせる社会づくりが求められていること。

4、情報通信技術の進展として、情報通信技術によるコミュニケーションや情報発信における利便性の向上、人口減少時代における課題解決の手段としての役割が期待されている一方、社会問題化するインターネット犯罪等に対する情報セキュリティの強化が求められていること。

5、ライフスタイルの多様化として、様々なニーズに対するきめ細かな対応、社会の持続的な発展に女性や高齢者の活躍が重要であることなど、人権意識を醸成し、ワーク・ライフ・バランスの実現や、地域での交流を通じて協働・共助の仕組みの構築が求められていること。

22ページを御覧ください。

6、地方創生の推進としまして、移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大等の総合的な取組に加え、第2期の総合戦略では、新たな視点も盛り込み、地方創生の一層の充実と強化が図られていること。

7、持続可能な開発目標の推進としまして、2030年までに世界の人々が全員で協力して解決したい目標である持続可能な開発目標（SDGs）17項目について、国もSDGsの実施指針を決定し、達成に向けた地域での取組を促進していること。

以上、7項目を時代の潮流として捉え、整理しております。

23ページを御覧ください。

第4章、本市の主要な課題については、第4次計画の進捗、本市の現状と動向、意識調査による市民ニーズ、社会経済環境の変化等を踏まえ、本計画の計画期間において重点的に取り組むべき主要な課題を6項目に整理したもので、1、人口減少と少子高齢化社会への対応として、消費減少に伴う経済規模の縮小、まちの活力と魅力の低下。まちづくりの担い手の減少、まちとしての機能維持。社会保障費の増加、財政の持続可能性。子供を産み、育てることが困難等の影響が生じていることから、定住人口の確保や働く場の創出、地域で支え合う体制づくり、集落機能の維持、子育て・教育環境の整備など、人口が減少しても安心して生活を営むことができるまちづくりが必要であること。

2、自然環境の保全と循環型社会の構築として、環境保全や住環境に対する市民の要望が大きい中、海岸のごみや森林荒廃等も顕在化している中で、自然を守り、自然を生かしたまちづくり、快適性が実感できる住環境の整備が必要であることや、ごみの適正処理や再利用の促進、地球温暖化の防止につながる生活スタイルの普及など循環型社会の構築が必要で

あること。

3、命を守る安全な地域づくりとして、今後予想される南海トラフ巨大地震、風水害などの自然災害等に対し、災害に強いまちづくりを進めていくことや、感染症をはじめとする様々な危機事象の発生に備え、危機管理体制の強化が求められていること、さらに、観光客も対象とした、あらゆる被害を想定した総合的な安全・安心の確保が必要であること。

4、安心して暮らすことのできる医療・福祉の充実として、高齢化率が40%を超え、さらに健康寿命も県内では低位であることから、医療や介護サービスの提供体制の充実、健康づくりや介護予防に加え、高齢者の自発的な取組への支援、地域における各主体の協働により助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現が求められていること。

24ページを御覧ください。

5、多様な交流を活かした産業振興として、基幹産業である観光業は、近年、観光交流客数もピーク時の半数以下に減少している中、観光の拠点としての魅力と体験・交流型の観光資源を最大限に活用し、市内外との連携による、魅力・価値の創出、安全・安心で快適な受入体制の整備を行い、地域経済を活性化することが必要であること。また、農林水産業や商工業の振興とともに新たな担い手の確保・育成が求められ、さらに、関係人口の創出や情報通信技術の導入による、新たな時代に適合した産業への変革が必要なことから、市民や市民団体、民間企業等の多様な主体の参画・協働をより一層促進し、市民の平均所得の増加を図る必要があること。

6、効果的かつ持続可能な行政運営としまして、経済活動の縮小に伴う税収の減少が見込まれ、一段と厳しい財政状況が想定される中、ふるさと納税制度の活用等による歳入の確保、選択と集中による事業執行により持続可能な財源基盤を確立する必要があること。さらに、情報通信技術の活用、市有施設の最適化、他自治体や民間等との連携など効果的・効率的な行政運営が必要であること。

以上、6項目を、本市の主要な課題と捉え、整理しております。

続きまして、議決事項となります基本構想について御説明申し上げます。

議案件名簿の5ページをお開きください。

基本構想の目次でございます。基本構想の構成は、第1章、まちづくりの基本理念から第6章、第5次下田市総合計画の体系の6章で構成しております。

6ページを御覧ください。

第1章、まちづくりの基本理念では、長期的展望の下、計画的なまちづくりを進める上で

の基本的な考え方である、まちづくりの基本理念を示しております。社会環境の変化等に合わせ、実施する施策等は変わっていくものですが、本市のまちづくりに対する基本的な考え方は、本市の大切な資源である自然や歴史、文化に対する理解を深めるとともに、郷土に誇りと愛着を持ち、市民だけでなく、本市に関わる幅広い人々と力を合わせて、それらの資源を守り、生かしながら、住み続けたいまちを目指すという普遍的なものであると考え、第3次・第4次計画の基本理念を踏襲して「下田を愛する、市民を始めとする幅広い人の参加により、本市の持つ自然や歴史、文化を活用し、市民一人ひとりが誇りを持って暮らすことのできるまちづくり」を、まちづくりの基本理念として掲げております。

7ページを御覧ください。

第2章、まちの将来像では、本計画の計画期間に目指すまちの姿として「時代の流れを力に つながる下田 新しい未来」をまちの将来像として、人口減少や少子高齢化など厳しい社会環境が続く中、まちづくりの基本理念や主要な課題を踏まえ、市民との協働の下、人と人、都市部と地方の多様なつながりを生かす魅力と活力にあふれる未来のまちを目指し、掲げております。

時代の流れを力には、今までの時代と新しい時代の流れを力にする。都会から地方へ、地方から世界へという新しい地方の時代。急速に進展する情報通信技術の活用。地方の有する豊かな空間性等の強みや可能性を最大限に駆使する。

つながる下田は、関係人口の創出・拡大。人と地域の絆の強化。賀茂・伊豆圏域の市町との連携。市民と多様な主体が下田で協働。

新しい未来は、新たな暮らしのスタイルの確立や、新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進など、これまでにない新しい価値を創出し、明るく希望の持てる未来を築くといった思いや決意を込めたものでございます。

8ページを御覧ください。

まちの将来像の視点を定めるに当たって、激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症の蔓延による危機管理意識の高まりに伴う都市部から地方への「人やもの」の流れ、急速に進展する情報通信技術の活用といった変化について、4つの視点として整理しております。

視点1、新たな社会環境への対応は、南海トラフ巨大地震や激甚化する風水害等の自然災害や感染症等の危機に対して、強靱で自律的な地域経済への変革が求められ、また、感染症の拡大により顕在化した人口の東京一極集中に対するリスク回避や、新しい生活様式への転換は、組織や場所にとらわれない生活や働き方の選択を生み出し、さらに都市部から地方へ

の「人やもの」の流れが加速していくことが予想されることから、この時流を捉え、社会環境の変化を力に変えていくことが必要との視点。

視点2、新たな人の流れ、つながりの構築は、社会環境の変化に伴い、都市部から地方への人の流れ、都市と地方との多様な関わり方が増していくことが予想され、都市部との多様なつながりは、まちの活性化や移住・定住の促進に加え、まちづくりの新しい視点を得ることができ、市民のさらなる成長や自己実現の機会等をもたらすことから、関係人口の創出・拡大に努め、地域の枠を超えた多様で持続的なつながりを構築することが必要との視点。

視点3、地域の絆の強化は、市民や地域の課題が多様化・複雑化していく一方、現役の担い手世代が減少し、地域における支え合いの基盤の弱体化が懸念され、地域課題の解決のためには、地域共生社会の視点に立ち、支え手と受け手に分かれるのではなく、多様な人材や組織が参画し、市民との連携・協働による基盤強化に努め、誰もが役割を持ち、制度・分野・世代等を超えて互いに支え合う地域の絆を再構築することが必要との視点。

視点4、情報通信技術の活用は、情報通信技術は、市民サービスの効率化や質の向上とともに、多くの情報を地域に発信できることから、市民生活をより便利で豊かにするツールとしての活用が期待され、また、データの利用により、地域の問題や課題の抽出、ターゲットを絞った効果的な経済戦略の作成など、様々な分野の課題解決も期待できることから、組織や地域の枠を超えた多様な主体がつながるネットワーク型社会への対応等も含め、これからの新たな社会への対応には積極的な活用が必要であるとの視点。

以上、4項目を視点と捉え、整理しております。

9ページを御覧ください。

第3章、計画の基本指標では、量と質の両面からまちづくりの状況を把握するため、将来人口と市民の定住意向をまちの将来像の実現の指標として整理しております。

1、将来人口。

(1) 将来人口の考え方については、本市の総人口は、令和2年4月時点で2万1,080人、将来に向かって人口減少が続くことが予想され、人口の減少により労働力の低下、消費需要の縮小など市民生活への影響が懸念されております。本計画の指標とする将来人口は、時代背景や下田市人口ビジョン、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図って設定しております。

(2) 指標とする将来人口については、平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計では、本市の令和12年の人口は1万6,445人になると予測され、本計画では、

下田市に住み続けたい、住んでみたいと思われる施策を総合的に展開することにより、自然動態・社会動態の改善に努め、令和12年における将来人口を約1万7,000人としております。

10ページを御覧ください。

2、市民の定住意向。

(1) 市民の定住意向の考え方については、人口減少が進む中、まちの将来像の実現に向けた施策を推進することによって、市民一人一人が誇りを持って、これからも住み続けたいという思いとともに暮らすことができるまちづくりが必要であり、このような思いを持つ市民の姿を発信することにより、関係人口の拡大、ひいては定住人口の増加につながっていくものと捉えております。

(2) 指標とする市民の定住意向については、本市が令和元年9月に市民、中学生を対象に実施した調査において、今後も下田市に住みたいと回答した人の割合は、一般68.4%、中学生38.4%となっております。市では、定期的に意識調査を行って市民の意識の把握に努めるとともに、計画の推進により市民、中学生の定住意向の上昇を目指してまいります。

11ページをお開きください。

3、関係人口の創出と拡大としまして、関係人口については、本市に多様な形で関わる、これからのまちづくりの重要な要素として捉え、現在のところ統計的な定義はございませんが、この概念を取り入れて人口減少対策に取り組み、関係人口を含めた本市に関わる人々のつながりにより、にぎわいと魅力のあふれるまちを目指すため、記述してございます。

12ページをお開きください。

第4章、土地利用構想では、まちづくりにおける本市の土地利用について、土地利用の基本方針及び区分別土地利用構想を定めているものでございます。

1、土地利用の基本方針として、具体的な土地利用の指針は、都市計画マスタープラン等により示すこととしておりますが、第4次総合計画策定以降の情勢の変化等として、伊豆縦貫自動車道の整備や下田港防波堤の整備が進められていることを踏まえ、人口減少・少子高齢化による人口構造の変化や大規模災害への対応等への課題の対応を新たに位置づけております。

(1) 自然環境の保全については、本市の自然環境を守るため、海と森、上流と下流を常に一体的に捉え、環境と景観の基盤である森林や海岸線の保全を図り、自然と共生した土地利用を推進すること。

(2) 地域特性を活かした土地の有効利用については、市民が愛着と誇りを持ち住みやす

さを実感できる郷土づくりを目指し、それぞれの地域の持つ個性や特性を十分に生かした土地利用を推進すること。

(3) 安心して暮らすことのできる土地利用については、自然災害から市民生活や訪れる人の安全を確保するための防災基盤整備を実施し、災害に強い安全で快適な居住空間の確保に努め、安心して暮らすことのできる土地利用を推進することを、それぞれ掲げております。

13ページを御覧ください。

2、区分別土地利用構想。

(1) 土地利用区分の位置づけとしまして、自然との共生を図りつつ、産業の活性化と安心できる生活環境づくりを進めるため、市域を機能別にゾーン設定し、ゾーンごとの特徴に対応した土地利用を推進し、また、市民生活に特に大きな影響を及ぼす市域をエリアとして設定し、ゾーン別土地利用構想と重複した土地利用を推進することとしております。

(2) ゾーン別土地利用構想。

みなとまちゾーンは、生活・経済機能の充実のための社会基盤整備を図るとともに、避難路の整備等による防災対策を講じ、自然や歴史・文化資源を活用し、まち並み景観に配慮した整備を推進すること。

集落ゾーンは、津波や洪水等による被害のほか、土砂災害の危険性を伴う地域もあり、地域の実情に応じた防災対策を講ずるとともに、道路や公園などの基盤整備や生活関連公共施設の整備を計画的に進め、居住環境の向上に努めること。

森林ゾーンは、自然の生態系を維持する機能を保全するとともに、森林に触れ合う場としての活用を周辺との調和を図りながらの推進。14ページをお開きください。また、特に山林や里山の荒廃を防止し、自然破壊につながる無秩序な開発と土砂災害の抑制に努め、水源涵養や保水能力などの国土保全機能や森林・田園風景を維持すること。

農用地ゾーンは、効率的な営農に対応する農業基盤の維持管理や、軽微な整備を進め、農村集落環境の保全に努め、また、土砂や洪水による災害対策を講ずるとともに、国土保全に果たす農用地の役割を維持し、田園風景を守るため、耕作放棄地や農用地の有効利用を積極的に推進すること。

水系ゾーンは、洪水浸水想定を踏まえ、河川改修などの治水対策を推進、親水性や河川景観の創出に努め、また、流域を一体と捉え、生態系や水循環系に配慮した河川周辺整備を推進することとし、各ゾーンにおける、それぞれの利用等について、位置づけております。

(3) エリア別土地利用構想については、A、海岸エリアは、自然破壊につながる無秩序

な開発を抑制し、砂浜や断崖がつくり出す自然景観や海浜環境の保全に努め、また、津波や高潮に対し、避難路の整備等による防災対策を講ずるとともに、周辺の自然環境との調和を図りながら、海に親しむ場や漁業・海浜レクリエーションなどを振興するための整備を推進すること。

B、水源エリアは、土砂や洪水による災害対策を講ずるとともに、自然破壊につながる無秩序な開発を抑制し、水源涵養や保水能力の保全に努めること。

C、高規格幹線道路周辺エリアは、伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域は、地域の特性を踏まえ、既存の住環境との調和に配慮した土地利用を図ることとし、各エリアにおける、それぞれの利用等について、位置づけております。

15ページをお開きください。

こちらについては、ただいま御説明申し上げた区分別土地利用構想の構想図でございます。

16ページをお開きください。

第5章、まちづくりの柱では、まちづくりの基本理念の下、まちの将来像を実現するため、今後重点的に目指していく本市の姿勢を示したものでございます。まちづくりの柱は、第4次計画における計画の将来都市像を実現するための施策の大綱に該当するものとなりますが、第4次計画の施策の大綱が、基本計画の各施策と直接的にひもづいていたのに対し、1つの施策や事業が複数の目的に横断的に関わることから、本計画では、まちの将来像実現のための取組として4本の柱を掲げ、近しい分野でグルーピングした基本計画（分野計画）として、施策をまとめて位置づける構成としております。

美しく生活しやすいまちとして、本市の魅力であり、市民の財産である自然、歴史、文化を将来に継承し、まちづくりへの活用、また、快適で良好な住環境を提供し、住む人も訪れる人も自然の安らぎと歴史への親しみを感じられる、美しく生活しやすいまちを目指すこと。

郷土への誇りと愛着を育むまちとして、子供たちが未来の下田を担う人材になれるよう、魅力ある教育内容を提供し、確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成に取り組み、また、市民がまちに愛着を持ち、地域を支える人材となって、自分らしく輝いて暮らせる環境づくりを目指すこと。

人が集い、活力のあるまちとして、従来の観光に磨きをかけ、さらに、日々の価値観やライフスタイルの変化を捉え、生活と観光のいずれも楽しめる魅力あるまちづくりに取り組み、また、幅広い人々が集う、にぎわい、協働してまちづくりに取り組む活力のあるまちを目指すこと。

安全・安心なまちとして、自然災害の脅威、犯罪や事件・事故に備え、市民の生命・財産を守り、安全・安心を実感できるまちを目指し、また、障害・年齢・性別等に関わらず、誰もが個性を認め、互いに支え合いながら、心身ともに健康で生き生きと暮らせるまちを目指すこととし、4本の柱を整理しております。

17ページをお開きください。

第6章、第5次下田市総合計画の体系では、総合計画のそれぞれの項目がどのようにつながっているか、体系図として示したものでございます。

続きまして、別冊、説明資料の25ページをお開きください。

前期基本計画でございます。

基本計画は、基本構想に掲げる基本理念や、まちの将来像を実現するため、また、今回は、社会情勢の変化等に的確に対応し、中間年で施策体系を再構築するため、5年間の計画といたしました。計画は、8つの分野に分け、26ページから81ページにかけ、現況と課題、重点事業、目標値、関連する個別計画、各分野で実施する施策について整理し、記載しております。基本計画につきましては、各課の個別計画との整合を図り、体系的に施策を示したもので、毎年度、実施状況を評価、検証し、目標値に対する進捗状況を公表してまいります。

その他、関係資料としまして、別冊資料、1ページをお開きください。

1ページから3ページにかけては、11月24日の全員協議会で報告申し上げた、下田市総合計画審議会に諮問及び答申書の写しでございます。4ページは、下田市総合計画審議会規則。5ページは、4ページの規則に規定している、下田市総合計画審議会委員の名簿でございます。6ページ、A3資料は、第5次下田市総合計画策定経過について、左側の庁内の検討、中央の附属機関での検討、右側は市民意見の反映、また右側の下の議会について、各状況や関わりについて示したものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第71号 第5次下田市総合計画基本構想についての説明を終わらせていただきます。

なお、本計画を議決いただいた際には、広く市民の皆様にも周知し、御理解と御協力をお願いするとともに、新しい未来につながる施策に取り組んでまいりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 説明の途中ですが、ここで10分間、11時まで休憩したいと思います。

午前10時49分休憩

午前 11 時 0 分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

ここで副市長から発言を求められておりますので、それを許可します。

副市長。

副市長（曾根英明君） すみません、先ほど教育委員の任命のところの御説明で、任期のところを本年12月15日から令和6年3月14日までというふうに申し上げましたが、正しくは令和6年12月14日までの4年間ということでございます。申し訳ございませんでした。

議長（小泉孝敬君） それでは、議第71号を続けます。

当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 10年先を見通す下田市の今後の在り方を目指す計画をつくろうと、そう表現されようかと思うんですが、そうしますと、この計画にありますように、第4次の反省をどのようにされたのかと。その基に新たな計画がつくられて、実行されてという、1つのここに書いてありますサイクルといいますが、が完成していくという具合に思うわけですが。

資料としまして、第4次の総合計画、数値目標達成状況報告書という資料を頂いてはおりますけれども、これを見ましても、なかなかよく分からないと。点数をつけてくださったという、こういうことのようにございますけれども。当市にとって第5次の計画は、何のためにつくったのかと。根本のところをもう一度、お尋ねしたいと思います。お話を聞いていて、人口は減少をしていくと、こういう状態の中で、人口の減少を食い止めて、1万7,000人になるところを2万人の維持をしていこうという、こういう計画をつくろうとしているのか、1万7,000人はこれはしょうがないんだと、1万7,000の人たちが豊かに暮らせればいいんだという、こういう計画なのかと。この基本計画の性格というものが明確になっていないんじゃないかと。昨日の一般質問の中でも、江田議員の質問の中でも、ふるさと納税の目標が2億5,000万円がいいのかと、もう達成近いじゃないかと。目標としての計画性というものをこの計画は持っているものなのかと。それはそうじゃないと。ただ、見方として10年先にはこんな形になりますよと、こういう性格として捉えているものなのか。その点をまずお尋ねをしたいと思います。

そういう観点から、この10年先を見通すということになりますと、地産地消、特にエネルギー

ギーにおきます地産地消ということを明確に捉えなければならないと思うわけです。既に洋上風力という形で、再生エネルギーの内容としては洋上風力も可とは思いますが、それが公害をもたらすという、こういう事態に一方ではなっているわけでありまして。そして恐らくガソリンの自動車は、この10年間の間には電気自動車に全て代わってしまうだろうと、こういう予想がされている中で、社会のそういう動きが、この計画の中でどう捉えられているのかと。ワーケーションは、ITが何とかというのは記載がされているようですが、この10年間で変わっていくであろう、そして地方自治体としてエネルギーを自治体が開発していくと、あるいは第三セクターをつくっていくというような、こういう方向が既に小田原等を含めて報告されている中で、当市がなぜそういう認識がないのかと。全く4次も5次もそういう観点がないんじゃないかという具合に思うわけです。

それから、この持続可能な社会をつくるという、こういう観点からも、政府も2050年ですか、脱炭素社会をつくっていくんだと。火力発電や炭素、ガソリン自動車や、電気をつくる石炭で火力発電等はやめていこうと、こういう状況の中で、やはり地域発電というのは大きな課題として私は、繰り返して恐縮ですが、捉える必要があるんじゃないかと。持続社会の中で下田市は御案内のように、平和都市宣言をされておりますが、平和行政はどのように進められたのかと。国際観光都市下田として世界の平和に貢献していこうというのは、下田ができる大きな課題の1つではないかと思うわけです。そういう観点からの評価が全く表現されていないという具合に思いますけれども、それらの点は4次の計画の中で、そういう平和都市宣言をたしかしてきていると思いますので、それらの評価はどうしてされないのかと。既に第4次の指標等の枠組みの概念以外の評価はしないというような、形式的なものになっているのではないかと思うわけです。苦情ばかりで恐縮ですが、

それと、そうしますと、この計画を意味あるものにしていかなければならないと、こういう具合に思うわけです。10年の基本的な物の考え方と、それぞれ4年を単位にして首長さんが行政を担っていくという形になるかと思うんですが、それらとの関連性というのはどういう具合になっていくのかと。それは恐らく主要事業の予算化というところに集約がされていくんだと思うんですが、状況が大変変わりやすい時代に来ているので、そういう予算化はしないんだと、そういう姿勢もこの中に見えるわけです。そんな姿勢でつくる意味があるのかと。それは状況が変わったら、その時点で変えるというのが計画であって、はなから状況が変わるようだから、そういう基本的なものは想定していなくて、その都度、都度、時の市長さんにお任せすればいいんだと、こういうものであるとすれば、この計画をつ

くるそもその意味がどこにあるのかと、こういう疑問さえ湧いてくるのではないかと思うわけですが、この点についてどのように整理がされておるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） まず、人口減少、1万7,000人という目標に対しましては、社会保障・人口問題研究所の推計により減少していくと。さらにその先10年後も減少していくと、そういう統計がございます。

そういった中でも、人口減少というものについては、もう今後避けては通れない課題と考えている中、その統計の整合性をもって1万7,000人としているところでございますが、それではこれからどうやってまちをつくっていくのか、皆さんに希望を持たせるのかという観点をつないだ中、まちの将来像にございますが「時代の流れを力に つながる下田 新しい未来」。今、例を申し上げますと、今、関係人口等の創出により、地方がコロナ禍もあり見直されているところでございます。そういったところに人と人。また、今、昨今では始めた文化まちづくりという懇談会もありますので、人と人をつなぎ、文化も育み、そういったところを活用し、希望を持てる未来をつくっていくことが必要であるという視点で捉えて、作成させていただきました。

エネルギーによる地産地消については、序論だとか、構成等でも語られておりますけれども、エネルギー循環、自然荒廃などが進む中、そういったものも活用し、エネルギー資源の課題は解決していかなければならないものと捉えております。そういった中で、太陽光とか、そういった自然を破壊する開発については、ちゃんと課題と捉えて対応するとともに、有効な資源活用をして、再生エネルギーに役立っているものであれば、そういうものは役立てていきたいという旨を序論、構想、また各課の基本計画においても、例えば自然、基本計画においては、分野1の自然環境、生活等の中で再生可能エネルギー事業に対する適切な構築、指導等をうたい、新たな環境に関わる取組等も各課で提示していただいているところでございます。

第4次の平和都市宣言の指標は、あくまでないことでございますが、こちらの評価につきましては、第4次に目標値に掲げられた評価として記載はございませんが、今回、まちづくりの柱としまして、郷土への誇りと愛着を生むまちという中で、主な取組として生涯学習の充実や国際交流の推進というのがございますので、国際交流の推進というものは、当然、平和的な交流と捉えて取り組んでいくものと考えております。

10年というスパンという中で、首長が代わっていくとの御質問、時々、変えるものとか、

あくまでも基本構想については、この策定に当たりましては、首長が誰であろうと、下田市にとってこれから10年、必要なものと捉えて掲げさせていただいております。それに向けてひもづくものが基本計画、個別計画であり、それについては各その時代、時々指標にするもの、重要視するもの、そのときにより予算編成を組んで、議員の皆様はこの基本構想に基づいた施策となっているのかどうかというものを審議していただきたいと思っております。

第4次の進捗状況に当たりましては、第4次の前回、全員協議会の後だったと思いますけれども、そちらで配らせていただいた表が分析の表となっております。大枠といたしますと、第4次に掲げました美しいまちづくりから持続発展できるまちづくりの指標としまして、発展持続できるまちづくりの達成状況は80%とおおむね達成している状況で、A評価となっております。一番ちょっと取組が遅れたものについては美しいまちづくりとして64.6、評価としましてはB評価となっております。美しいまちづくりにつきましては、評価が劣っていたものについてはE評価となっている、2ページ目を御覧いただくとお分かりになるかもしれませんが、公害苦情件数といった目標が達成できていないこと、次のこちらについては、次の2ページにおいては学校教育。そういった状況になってございます。

第4次に掲げられた大型事業に関しては、ちょっと庁舎建設事業については位置とか決まっておりますものの、他の防災関連の避難路整備、中学校の統合、そういったもの、大型的、重要な事業については、第4次について着々と進んでいったものと捉えております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） なかなか説明を受けても、どう捉えていいのか分からないもんですから、僕自身も困っているんですけども。

そうしますと、この10年の総合計画の中で、時の市長さんは、その中から重要と思うものを選んで、この政策を実現していくと、総合計画と首長さんとの関係はそういうものだと、こう理解してよろしいのでしょうか。

それから、国際交流等をやっているの、これが平和行政だと。何か違うんじゃないかと。それはそれで必要なことだと思いますけれども。前石井市長は、平和都市宣言の文案を自ら議会に提案して可決されたと。そして、たしか7人の首長さんの呼びかけの1人として参加して、核兵器をなくす、あるいは原発をなくす首長会議というのに参加をされて、一定のそういう方向を打ち出していたかと思うわけですが、そういうものが全く総合計画の中で評価されていないというか、検討がされていないような気がするわけです。やはり平和都市宣言

すればいいということだけではなくて、やはりこの世から核兵器や原発をなくそうと、そういう災害から、人災とも言ってもいいような災害、戦争やそういうものをなくそうということ先頭に立ってできるような、このまちの性格を下田市は持っていると思うわけです。ですから、そういう国際都市、この観光都市下田としての性格づけをもう少し明確にさせていただいたらと思うわけです。

この総合計画では、どこの、隣町に持っていってもそのまま使えるのかな、どこがどう違うのかなと、こういうようにも極端な言い方をしますと思うわけです。

1人で質問していてもすみませんので、この程度でやめますけれども、御答弁があればいただきたいと、できればいただきたいと思います。総合計画の性格づけというのはどう捉えているのか。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 総合計画におきましては、下田市の最上位計画として、下田市の目指す取り組む姿、姿勢についてを表したもので、各個別、各課が持っている様々な計画においては、この基本構想を尊重し、計画に取り組んでもらいたいという最上位を示すものと捉えております。

時々によって政策が変わるのかという話、私の説明の仕方が大変悪くて申し訳ございませんけれども、基本構想については、下田市として今後10年目指すべき必要なものを述べているのであって、その時代時代において何を政策的に重点に、その中でも何を重点的に進めていくかどうかというのは時折に、予算編成、個別計画、実施計画に基づき編成されていきますので、その判断は、その都度の政策的な判断により変わるものではないかという御説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 市長。

市長（松木正一郎君） 大変ポイントを突いた御質問、ありがとうございます。

実はこの総合計画は、私も行政でこれまで来たものですから、様々な御批判があるということを実感しております。これまでの経験の中でも、行政学の中で総合計画のことをホチキスというふうにやゆされているように、各課がやっている事業を短冊状に併せて、それをガチャッとホチキスで留めると、こういうふうに批判がよくされています。行政機構ですので、どうしても今やっていること、あるいは今やれそうなことというふうになりがちでございます。こうなっては、せっかくの10年に一度の計画がもったいないだろうというふうを考えま

して、私が市長に就任してすぐのこの審議会、外部有識者からなる審議会に、私は委員ではないんですが、オブザーバーとして参加しまして、このようなホチキスにならないようお願いしたいというふうに申し上げました。その結果が幾つかは入っているというふうに感じています。

例えば、この理念でありますけれども、時代の流れを力にして、みんなでつながって、そして新しい未来をやろうじゃないかと、これはまさしく、みんなで考えた1つの結晶のように感じています。ただ単にそれぞれがやっていることを足し合わせていますと、新しい未来にはつながらない。新しい未来というのは本当に今の枠組みを超えて、横断的に何かにチャレンジすることでしかつかむことはできないということで、私のほうからもかなり当局、事務方に強くお願いをしまして、それで担当の人たちが毎晩、頭をひねって、相当もんだものでございます。

具体的に一つ一つは申し上げませんが、幾つかのプロジェクトがこの中には埋め込まれております。庁内横断的なプロジェクトも埋め込まれております。それについては今後、おいおいいろいろな場面で表面的に出てきますので、ぜひその都度、ああ、こういうことだったのかというふうに見ていただければ幸いです。

いずれにしましても、この総合計画というものは全国の自治体を見ましても、本当に総花的になっているものが多い中で、今回、下田市はこれだけ人口減少が加速していくということ踏まえまして、厳しいんですが、身を切るという意味での新しいチャレンジを幾つか入れておりますので、どうか御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） ほかに質疑ありませんか。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 委員会のほうでまた、これ2日間、時間を取っていただきましたので、個別につきましては少し苦情になるかもしれませんが、お互いにそれは地元のため、それだけに限らず、自分自身のためという思いの中で切磋琢磨していければと思うんです。

先ほど来、沢登議員のほうからも大まかな基本的なベースの御意見がございましたけれども、私もほぼ同意できる内容であることとお話ししたと思っております。

前回、下田市が第4次総合計画つくったのは10年前、これ、石井元市長でございましたけれども、そのときの内容も読ませていただいております。334名のアンケートについても全て目を通しました、前回、10年前。今回も読ませていただきましたが、どうしても苦情にな

ってしまうんですけれども、相当に、ほぼ変わっていない、10年前と。特に住民からのこうしてほしい、ああしてほしい、ああいうまちになるといいねという、その優先度及び満足度、この辺を見ると、ほとんど変わっておりません。

唯一、全国標準的な評価かなというのが、これ教育でございまして、下田におきましては、これ、どういうことかと申しますと、文科省がしっかりとガイドラインをつくってしまって、がんじがらめにつくっていると。下田市の入る余地がない、地域の入る余地がない、こういう制度がありますんで、教育だけは平均点の50点というレベルに来ております。

あとは、医療体制の充実が不足、歴史観、自然観が足りない、災害が弱い、観光業の振興をもっとやってほしい、観光業の振興そのものというのは、これは、いわゆる所得が欲しいということになるわけですね。

例えば1つ、1点ちょっと伺いますが、下田市の所得水準というのは、これは市のほうではどの程度つかんでおられるのか。あるいは下田市の1人頭所得、住民に対する、こういうのも全て出ております。下田市全体のGDP、どれくらい力があるのか、賀茂郡全体ではいかがか、こういったもの、全て出ておりますが、全く数字的に比較検討、下田市がいいのか悪いのか、どの辺にいるのかも全然分からない。そういうのを踏まえた上で、今後10年はこの辺まで頑張ろうねという部分が、これが経済活動、あるいは教育、あるいは介護等々だと思うんですけれども、その辺の基礎データが全くない。その辺、少し1点、伺いたいと思うんですけれども。

それと、市長、今おっしゃいましたけれども、基本計画そのものが今回で2回目という、日が浅い歴史しかないわけです。よって、全国1,700の自治体が、ほとんどもうコンサルに丸投げというイメージを私も読んでおります。この中に、先ほど沢登議員からも出ましたが、エネルギー問題が今、大転換に入っていると。実はこの1か月、2か月で大きく変わりました。そのエネルギーというのは、前にも私、お話ししましたけれども、従来、鉄は国家なりが、いつの間に、現在ではエネルギーが国家なりという言い伝え方があるわけです。全ての生活や産業や教育までも、エネルギーの上に乗かって我々は暮らしていると、生活を、朝から晩まで。こういった視点が全く入っておりません。恐らくこれ、1か月、2か月前から、政府と、それから各企業が中国への自動車、もうガソリン自動車は作らないとはっきり発表しておりますんで、ここ2週間ですよね。ですから、これをコンサルにお願いした時点では、正式な文言はコンサルは入れなかったと思います。よって、これ、入っていないんだろうという推察なんですけれども、その辺が非常に経済や地域をつくっていく上で、エネルギー、

原動力をどうするんだという部分が全くない。それが農業や漁業や、それから商業につながるんだという観点ですか、視点が無いと思います。

ただし、あれもこれもというわけにいかないと思います。ただ、これを市長、今おっしゃいましたけれども、少しでも下田市の生の姿、戦後75年の生の姿を踏まえながら、今後どの辺を直していけるかという部分については、ぜひ期待しておるわけですが、また細かい部分については2日間取ってありますんで、委員会のほうで幾つか質問するようになると思いますけれども。

今ちょっとお尋ねした分、分かるようでしたらお答えください。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 下田市の所得水準とGDPについては、すみません、現在のところ把握しておりませんが、今回、市の所得平均、市の雇用、これから希望の持てるまちにするためには、皆様の平均所得を上げることが重要と。議会の意見交換会でも出ましたので、そちらについては今回、平均所得を上げていくというところを課題に捉えて表記させていただいているところでございます。

エネルギー関係につきましては、先ほどと重複いたしますが、序論等の問題点で自然の荒廃に伴い、またエネルギー不足ということも捉え、今後、エネルギーの活用というのは重要と捉えておりますので、基本計画の施策の中でもそういったことについては掲げておりますので、そういったところで今後、対応を考えていくものとしております。

議長（小泉孝敬君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 分かりました。

今、たまたま私、所得面についてだけ個別に御質問いたしましたけれども、下田市の1人頭は、住民所得の現在が最新で220万円です。もっと賀茂郡で低いのが南伊豆町の190万円。あと似たり寄ったり、230万円絡みが賀茂郡です。一方で、東海筋、浜松、掛川、静岡、富士、あの辺りで400万円超えております。倍とまでは行っておりませんが、相当な格差の所得の開きがあるという現実があります。これはどういう生活を住民に与えるかというのは、また個別の細かい話になりますけれども、いろんな意味で、医療、教育への格差がどんどんどんどん進行しているという現実だと思います。

下田市の全体の生産力というのは、かつては870億円ありました、いいときは。現在が740億円、全GDPです、生産量です、最低限です。こういった基本的なデータそのものが経済を来年どうするかという部分の発火点になるんですけれども、最低限そうした現実を踏まえ

た上で政策論を直していくという姿勢をもう少し持っていたいただきたいと思います。

また委員会のほうでやらせていただきます。これで終わります。

議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

ほかに。

1 番 江田邦明君。

1 番（江田邦明君） 基本構想案の10ページをお願いしたいと思います。市民の定住意向の指標ということで、今回、アンケートの記載がございます。今回のアンケートについては無作為の1,000名の方から約49.3%、500人の有効回答があったということで、このアンケートの指標の考え方についてお尋ねしたいと思います。

議員の説明の中では、個別の指標の中でもアンケートをされていたところに対して、今回の議会上程案では、個別計画に対するアンケート指標はなくなっておりますが、定住意向の中では、やはり引き続きこの指標を用いているということで、約2万人のうちの500名の方の回答を定住意向の指標にということで、数値で言うと若干2.5%の答えが、この総合計画の指標として適切かどうか、お尋ねしたいと思います。

もう一点目が、土地利用構想についてでございます。前回、全員協議会の中で4次計画の数値の達成であったり、チェックという部分でどのようなお考えかということで、この資料頂きましたが、土地の利用構想については、この資料の中にも触れている部分がなかったので、第4次計画、この10年の中で土地利用構想が構想に即して実行されたのかどうか、チェックという部分で御説明いただければと思います。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） まず指標としている人数のお話ですけれども、こちらにつきましては、前回はこれが適切であると考え、実施してまいったところでございますが、今回、基本計画は前期、後期と分かれておりますので、改めてその辺につきましては事務局のほうで検討し、後期策定時にちょっと再検討させていただきたいと考えております。

土地利用構想についての変化ということでよろしい。土地利用構想の第4次との変更の違いということじゃなく。

議長（小泉孝敬君） 1 番 江田邦明君。

1 番（江田邦明君） 成果ということです。第4次計画において土地利用構想どおりに実行できたか。新しい課題があるかどうかというところを。

議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

統合政策課長（平井孝一君） 土地利用構想につきましては、都市計画マスタープランによるものを整合性を持たせて上位計画として提示してございますので、各分野において再評価されるものと考えておりまして、ちょっと私の今回、この総合計画の全体の中での評価というものは、ちょっとしていない状況でございます。

ちょっと質問とは違いますけれども、今回そういった中で前回の計画に含まれておらず、変わってきた情勢等、人口減少、少子高齢化等、大規模災害の対応等も含めた中、今後の都市計画マスタープラン等を見直しや作成するに当たっての基本となる変更をさせていただいたところでございます。

議長（小泉孝敬君） 市長。

市長（松木正一郎君） 土地利用構想につきましては、市の中で横断的な問題ですので、私のほうから御説明申し上げます。

今、統合政策課長が申しましたように、都市計画マスタープランといった全体像ともこれは密接に関係していますので、そちらと整合を取った形で今回載せています。それがこれまでのものとはどう変わってきているのか、そして、これまでのものと今とどう突き合わせているのかと、こういうふうなお話であろうかと思えます。一般に、この土地利用の構想、つまり土地利用をどうやっていくかというビジョンというのは、都市部において開発圧力がある、例えばインターができ上がると、そのインターの周辺に乱開発が起きる。そういうときに適正な土地利用に誘導するためのビジョンでございます。下田については、伊豆縦貫自動車道の整備が進まなかったことから、前回から土地利用の進歩が、新しい進化があまり見られていません。一般的にここにインター周辺のエリアという形で書いてありますけれども、インター周辺という言葉は中身に書いてあって、形、表面的には高規格幹線道路周辺エリアと書いてありますが、これはインター周辺の意味です。インターを中心として、その周辺をどうやっていくのか、開発と保全を適切にやっていこうと、こういうふうなビジョンでございます。その開発が今後10年の間に伊豆縦貫道の整備が進みますので、そのとき、このビジョンに沿ってしっかりと適正に、悪い開発で乱開発にならないように、こちらとしては誘導していきたいと考えております。前回からの10年間ではほとんど変化がなかったというのが正直なところです。

一方で、集落部においては、人々の人口減少が激しく進んでいる。あるいは中心部においては、さらに魅力を高めるといったことが求められているといったことは言えますが、それは従前と同様でございまして、それほどの変化といったものはございません。ですから、表現

としては、それほど前回と実態的には変わっておりません。

私のほうから補足させていただきました。以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） すみません、アンケートを指標とする関係で、中学生であったり、高校生についてはこういったアンケート、回答率も高いので有効なものと考えます。ただ、この定住に関する意向、市民については、やはり下田市将来人口ビジョンのほうでは、今回の1万7,000人という人口ビジョンとの整合性の中で、社会的な増減をいかにしていくかという明確な記載がございます。できればこのアンケートではなくて、社会的な増減をどのようにしていくというような指標のほうが分かりやすい、また議会も当局も取り組みやすいのではないかなと私は考えておりますので、また今後の検討にさせていただければと思います。

以上で終わります。

議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

ほかに。

6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） いろいろ御答弁ありがとうございます。ちょっと哲学的な部分に。

議長（小泉孝敬君） マイクを近づけてください。

6番（佐々木清和君） 入るかもしれませんが、答えられる範囲の中で。

まず、今回の計画案、簡単に言いますと、これ、伊東へ持っていっても、沼津へ持っていっても、ちょっと変えるだけで使えるものです。昔からある文学小説みたいな感じの受け止め方に僕は思います。この中で、これが下田だという感動は感じられません。基本は下田市、下田市の職員がいかに変わるかというのが基本だと思います。これが中に感じられません。私は長々と細かいことを言うのはあまり好きでないで、この間の質問も、人勤の問題でも、ちょっと出したら、他の市町村と比べて高いと思いませんというような返答をいただいて、ちょっと衝撃を受けたんですけれども。市がいかに変わるべきかというところがこの中に入っておりません。

もう一度作り直していただきたいというのが僕の心なんですけれども、これ、簡単でいいんですが、僕は物事をさせていただいているときに、市民と一緒にというのが今までのようなことをやらせていただいたんですが、これは違っているなというのは最近感じております。

市長にお伺いしたいんですが、できれば各課の課長さん、思いがあればお答え知りたいん

ですけれども、市民のために仕事をやっている、やっているんだという思いなのか、私は仕事をさせていただいているという気持ちで取り組むようになっております、最近。これが私の物事の判断の基本なんですが、この辺、市長、どういうお気持ちで市長というお仕事をこなしているのか、それが基本だと思います。できればこの計画、もっと市民がこれが下田だという感動が感じられる。細かなことは指摘しようがありません、どこのまちでも使える内容ですから。先ほど言ったホチキスでとじたような感じですので。一言で関係課長さんでも、市長さんでも結構ですので、私はこういう形で市民と向かい合っていきたい、いるんだという哲学的になりますけれども、一言ずつお答えしていただければと思います。

私の質問は以上です。お答えにくいと思いますけれども。

議長（小泉孝敬君） 市長、これは総合計画とはちょっと違うと思いますので、答えたくないということであれば答えなくて結構です。もし一言あるということであれば。

市長。

市長（松木正一郎君） 今の御質問は、1つは姿勢の問題、もう一つが、今回のホチキスではないかといった御批判、下田らしさはどこにあるのかと、こういうことかと思います。このお二つともお答えしたいと思います。

市長室の入り口のところに、今般、声という大きな書を掲げました。その書の隣には、皆さんの声をお聞かせくださいというふうに書いてあります。市役所は市民の皆さんの役に立つ、そういう人間が集まって汗を流しているところというふうに私は思っています。昨日も申し上げましたけれども、コロナで市民の皆さんが苦しんでいる。それをどう支えるかといったことで、実は市役所の中が疲弊しています。職員は、私はよくやっていると思います。残念ながらそれを評価してくれるという場所がございません。これは職員にとって、マイナスのインセンティブになります。できれば議会の皆様も、ふだん目にしている中で、職員に対して一声かけていただければと思います。

それから、この計画の下田らしさはどこにあるのか、同じことを私もここに就任してすぐに言いまして、それで職員と一緒に汗をかいてまいりました。下田の特徴は、土地利用上の特徴で一番分かりやすいのが、3・11以来、海岸部が危険となっている。その海岸部が一番の中心市街地であり、かつ観光資源であるということです。例えば白浜の海、それから旧市街地も、ペリーロードも全て津波のリスクを持っています。こうしたところをどうマネジメントするのか。そして、そこに暮らす人々は高齢者が非常に多い。その高齢者がこの先さらに増えていく。先ほど進士濱美議員からもGDP等の御指摘がございました。下田のGDP

に占める観光の割合は93%を超えています。93%超のGDPは観光関連なんです。その観光の大切な場所が津波のリスクにさらされている。どうすればいいのか。こういう視点から今回のこの総合計画はつくられています。この辺を私どもの説明が不十分だったために、何となく通り一遍なふうに見えてしまったとすれば、もう少しちょっと説明の仕方を工夫させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） ほかに質疑。いいですか。

11番 進士為雄君。

11番（進士為雄君） 今、何か議論聞いていますと、基本構想に対しての考え方よりも、もっともっと先の実施計画だったり、基本計画。いわゆる今回承認のテーマにあるのは基本構想にあるわけですね。基本構想の見方として、これが間違っていたら、ちょっと指摘していただければと思うんですけども、私はどう思っているかということ、要するにこの4次もそうなんです、4次を含めてこれからの時代の社会的変化とか、社会情勢の要するに流れですよ、その辺をどう捉えるかというのが一番大事だと思うんですね。それと同時に、それを受けて下田の課題がどうなっているのか。この一つ一つの言葉が下田の要するに課題に適しているかどうかによって、基本的に構想があるだろうし、その先の基本計画もあるんだろうというふうに私は捉えているわけですね。ですから、どこかにピラミッドのやつがありましたよね、構想が一番上に、三角があってどうのこうの。ですから、まず基本構想をきちんと、要するにそういう情勢、課題というものが下田の今のものになっているのかどうかという見方をしないと、あまりにもこここのところに入っちゃうんですね。

そういう面からすれば、先ほどエネルギーの問題も、本市の主要課題の中にエネルギーの循環とか、そういうことも書いてありますね、節々には。ある面では書いてあるとは思いますが、すべてのものをなかなか捉えるという面にはないのかなというふうに思っています。

1つには、私は事前に議員と意見の交換会をやってくれという中で、当局は一人一人にやっていただいたと思います。もちろん参加しなくてもいいという方に対しては、しないかも分かりません。その中で、1つ大きく言ったのは、自然豊かということを使っていたのが4次計画です。ほかの市町村、都市計画の段階の中にもそういう言葉を使う。決して自然豊かではないよと。もう生態系が乱れているから、今、イノシシが下に来るような、こういうまちということをもっと認識しなさいよという言葉の中からいけば、自然豊かという言葉

は一切使っていないですよ。

もう一つは、やはりこれは果たしていいのかどうか分からないんですが、格差社会になっているのがありますよね。下田の要するに観光を見ていきますと、昭和40年代から高度成長の中で、一気に観光が爆発的に動くわけですけども、そのときとはもう全く今、格差社会になって、働いている方たちもそうですし、地域間格差もそうでしょうし、そういう言葉の中には、恐らく基本計画だったり、実施計画が変わってくるんだらうと。そういう言葉の捉え方がないというのはちょっと残念だなというふうに思います。

それは逆に言うと、私の見方が違って、どこかにはそう書いてある、それを読み取れるような言い方があるのかも分かりませんが、直接そういう言葉がないかなというような、ちょっと自分が何ていうんですか、当局との話合いの中でやった言葉の中には生かされていないというのは若干残念だなというふうには思いますけれども。

もう一つは、基本計画については、5年という枠がありますけれども、その要するに基本構想の趣旨だったり、課題だったり、情勢の流れの中に、若干やっぱり今、変化が早いからです、その10年の中の言葉が合わない言葉も出てくるかと思うんですね。その場合は基本計画の中で柔軟な対応をするということが大事だらうと。

ですから、そういう面では、議員の皆さんも基本計画とか、もっと言えば実施計画にこういうものがないよと言うのであれば、そこは柔軟に基本計画とか何かを対応していくという。やはり我々が議員が要するに当局が何を捉えてこれから仕事をしていくかという1つの指標として見るには、社会情勢だったり、課題をどう捉えているか。それに対してどういう要するに計画をし、実施をしていくのか。それに対して検証したのかというような見方を今回のやつは分かりやすく、要するに検証という言葉を出していますのでね、横文字で、よく。あまり得意じゃないんで言いませんけれども、計画、実施、検証とかって横文字で書いてありますね。あれを要するにしっかりやるということが、それは一年一年しっかりやると。各課がそれをやるということが、実はやはり何ですか、目標数字というところにもつながってくるんだらうというふうに思いますんで、ぜひとも、これから委員会の中で議論があらうかと思えますけれども、基本計画を含めて、基本構想がもう根本的に違っていたら、これはなかなか承認ができないだらうと思えますけれども、基本構想はかなり何年も通用するように書いてあるものなので、そういう面では情勢も含めてどういうふうに捉えるかというところの議論を活発的にやっていただいて、基本計画なり実施計画はある面では柔軟性を持ってやっていただくことが、その課題に対しての対応になるんじゃないかというふうに思いますんで、

ぜひともそのような議論を委員会の中でやっていただいて、また実施に向けてはそのような検証というものを大事に思ってやっていただければ、以前の4次とは違う10年間になるんじゃないかというふうに期待はしております。

答弁は結構ですけれども、よろしくをお願いします。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第71号議案は、総務文教委員会に付託します。

ここで午後1時、13時まで休憩をしたいと思います。

休憩に入ります。

午前 11時 54分休憩

午後 1時 0分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

議第72号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第72号 下田市民文化会館指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 議案件名簿の18ページをお願いいたします。

それでは、議第72号 下田市民文化会館指定管理者の指定について説明させていただきます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり、指定管理者を指定することについて議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、下田市民文化会館でございます。

指定管理者となる団体の名称は、公益財団法人下田市振興公社。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

提案理由でございますが、下田市民文化会館の管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

それでは、内容につきまして、説明資料により説明させていただきますので、お手数ですが説明資料の6ページをお願いいたします。

1の施設の概要でございます。下田市民文化会館は、平成元年3月に竣工し、平成元年4月26日に開館したもので、所在地は下田市四丁目1番2号、延床面積4,749.93平米、構造は鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階建てで、築31年経過しております。

次に、2の指定管理者となる団体の概要ですが、団体名は、公益財団法人下田市振興公社で、設立年月日は、平成24年10月1日、主たる事務所は、下田市四丁目1番2号、代表者は理事長、山崎智幸でございます。

法人の目的は、地域固有の文化、歴史、自然等を生かし、市民の生活文化の向上と地域の活性化を図るとともに、市が設置する公の施設の効率的な管理運営を行い、もって、市民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

事業内容は、記載のとおりでございます。

次に、3の施設管理及び運営の提案要旨でございます。

(1)の管理運営を行うに当たっての経営方針は、地域文化を発信する公共ホールとして、地域で文化活動を行っている人々を支援し、幅広い世代に向けて参加交流できる地域に根づいた場所となるよう管理運営を行うです。

(2)安全・安心面からの管理運営方針ですが、施設自体の耐震性の強化や老朽化への対応を働きかけるとともに、新型コロナウイルス感染症に対しては、公の指針に沿って管理を行うこと。日頃から館内の巡回及び点検を実施し、予想される危機の分析や管理マニュアルの策定更新、定期訓練、危機管理研修会への参加など各職員と情報を共有し、施設の管理を行うです。

7ページをお願いします。

(3)施設の管理についてですが、職員の配置については、様々な知識と経験をもつスタッフを適材適所に配置し、個々の能力を発揮できる環境を整える。

職員研修計画は、長年にわたり蓄積した技術のノウハウを継承するとともに、新たな技術の習得にも取り組むです。

経理は、公益財団法人会計基準に準拠し、厳正に処理するでございます。

(4)施設の運営ですが、年間の自主事業計画につきましては、親しみやすい文化事業鑑賞会を地域住民に向け発信し、住民企画の受入れや地域イベントへのサポートを行い、地域の活性化に寄与していく。

各界で活躍する一流のプロなどの外部アドバイザーの意見を受け事業を提供していく。
文化団体等との連携や観光誘致イベントとのネットワークを強化し、魅力ある事業を幅広く実施していく。

サービスを向上させるための方策としては、接客レベルの高いスタッフの育成により、質の高いサービスを提供する。

日常清掃及び外構も含めた定期清掃を行い、快適な空間を保つ。

カフェ営業は、利用者・出演者はもちろんのこと、地域の談笑の場、観光客の安らぎの場、ワーケーションの場など、様々なお客様に良質な飲料と憩いの場を提供する。

幅広い年齢層、種類の方々が、安全で快適に利用できるサービスの向上を目指す。

8ページをお願いします。

利用者等の要望の把握及び実現策は、定期的なアンケート調査、意見聴取により、利用者等への指摘や提案に丁寧に対応していくとしています。

そのほかには、利用者のトラブルの未然防止と対処法、地域との連携、地域への貢献、他施設との連携、個人情報保護、緊急時の対策を掲げています。

9ページをお願いします。

申請理由は、これまで施設管理を行ってきた実績とノウハウを生かし、そこに民間発想のマーケットの視点や効率化への工夫を加え、市民に質の高いサービスと公平な施設利用をしていただけるとしています。

施設の現状に対する考えと将来展望ですが、高額修繕となる設備の改修の不十分さ、隣接施設との設備の共有などの管理の難しさを職員の知識と経験で管理していく。

コロナ禍において、新規の利用者を獲得するための文化事業、自主事業づくりを進める。
会議室のWi-Fi導入、大ホール舞台スペースの有効活用、音楽・演劇の合宿誘致、各種教室の推進によりコロナ禍においても利用者の回復を目指す。

リモート対応、デジタル化に対しても迅速に対応し、世代交代を意識した体制づくりを行う。

特記すべき事項は、舞台管理、施設管理を委託せず、自分たちの資格やノウハウで行い、大幅な経費節減を行っている。

4、指定管理料につきましては、令和3年度は8,431万3,000円。令和4年度が8,549万1,000円。令和5年度は8,583万5,000円。令和6年度が8,659万1,000円。令和8年度が8,687万2,000円です。

指定管理料については、毎年協議の上、年度協定で決定いたします。

10ページは、令和7年度までの管理運営費の計画表でございます。

11ページは審査結果です。

今回の指定管理者の指定につきましては、下田市公の施設の指定管理者選定委員会により、公募によらない選定方法で選定していただいたものでございます。

審査に当たりましては、管理運営状況を500点満点で採点いたしまして、500点満点中の325点、65%が合格ラインとして設定されたものでございます。結果といたしまして、合格ラインを上回る347.5点ということで、申請者、公益財団法人下田市振興公社が指定管理者の候補者として適当と認める報告をいただいたものでございます。

12ページから41ページは、基本仮協定書及び仕様書等を添付させていただいております。こちらの基本仮協定書につきましては、本年11月20日に公益財団法人下田市振興公社と仮協定を締結させていただいたもので、今議会で可決いただけた場合に基本協定書となるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議第72号 下田市民文化会館指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 施設の管理について、3番の施設管理及び運営の提案趣旨の（3）のア、職員の配置、安定して運営するためには、様々な知識と経験を持つスタッフを適材適所に配置し、個々の能力を十分に発揮できる環境を整えると、もっともなことが書いてありますけれども、ちょっと内部から聞こえ漏れてくるところによりますと、音楽に一番精通し、そして音響機器を一番適切に、十分に、非常に高度な機材が入っておりますので、それを十分に扱える方がそこにいらっやらないということがありますけれども、そういう部分に対して、例えばこの審査、審査結果で何点と点数つけておりますけれども、どのように審査し、どのようにこの審査結果に出てきているのか、教えてください。

議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 職員の配置の様々な知識と経験を持つスタッフの適材適所というのは、文化会館はホールとかで舞台をやるもんですから、文化事業を支える舞台技術の

専門職とか、営業とか、舞台の技術とか、そういったもののスタッフをちゃんと適材適所に配置してやるということで、一番、舞台の技術に卓越した者が異動したということですが、それを支えるほかの者につきましても、舞台技術の資格を持っていましたり、音響や照明の資格を持った者が3人ほどおりまして、後進の準備がちゃんとできております。そういった面で、11ページの事業の遂行能力というところで、60点満点中、48.0なんです。スポーツセンターは42.0で、ここをやっぱり会館の専門性というところを評価しております。また本当に文化会館、1人が異動したとしても、その1人が今度は違う施設に行って、違う人事管理とか、総合的な能力として身につけることで、全体としてのレベルアップが図れますので、それに対しての後進は育っていると思います。

以上です。

2番（中村 敦君） 終わります。

議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

ほかに。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 第1点は、どういう訳で公募によらない選定になったのかと。指定管理の制度は、基本的に公募によると、非公募ではないと、こういう仕組みになっていると思うわけですが、それが公募しないで非公募でやると、これは重大な決定だと思うわけです。その決定がどういう訳でそのようにされたのかと。評価をする前に当局は、これを公募によらない決定で振興公社にやらせてもらおうという、こういう結論を前もって出していたと、こういうことですので、制度の指定管理という仕組みから照らして、明確な御答弁をいただきたいというのが1点でございます。

それから、この6ページからの施設の管理及び運営の提案要旨というのは、こういう要請を市当局が振興公社に出したもののなのか、振興公社がこういう運営をするという提案をしてきたもののなのか、そこら辺がちょっとはつきりしませんので、どう理解をしたらよろしいのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、先ほど中村議員からありましたように、人事異動がなされた。しかもこれは単なる照明の方の人事異動ではなくて、会館の係長ないしは管理職の部分の方をプールのほうに異動された。元、その方はプールにいたという経験もあるかと思いますが、人事が停滞をしてきているというのが公社の実態だろうと思うんです。新しい仕事、合った仕事をどんどん直営にしていって、3つの施設しかないわけですから、新たな職員はなかなか採用

しにくいと。そして、何年たってもこの係だと、こういうような人事の停滞がそこにあることは明らかだろうと思うんです。ですから、やはりそれをどのように改善、改革していくかということは、これは公社の問題というよりも、公の施設を管理していただいている当下田市の問題だと私は思うわけです。そのところの基本方針が全くないんじゃないかというような思いでありますので、ぜひともそうでないような仕組みをつくっていただきたいと。

それに関連しまして、前回の契約は、理事長が出野正徳さんという方だったと思います。元、役所の課長さんをやられた方で、今回も山崎智幸さん、市役所の課長やられた経歴をお持ちと思いますが、理事長及び理事はどのように選出され、評議員はどのように選出され、評議員や理事長はどのような責任を契約上負っているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、指定管理、この市民文化会館の管理の指定管理は、単に会館を管理し、あるいは貸し館をするというだけではなくて、その職員がいろんな企画をしたり、自主事業をやったり、この芸術、文化を推進をする仕事ということをしているわけです。したがって、この管理の仕事と文化を向上するという職員が担っている、職員の体制は同じ人がやっているわけですから、分かち難く一体となっていると思うわけです。そういう職場であるにもかかわらず、指定管理だと。指定管理というのは、人件費と物件費が一体のものなんだと。分けることはできないんだと。こういう答弁を日吉課長はされているわけです。その実態からいきますと、山の家がゼロ円で指定管理契約をしたと。人件費も物件費もゼロだと。日吉課長が言うところの論理というのは通じないんじゃないかと思うんです、そういう現状の中で。

さらに、総合福祉会館の契約を見ますと、あそこも施設の管理を社会福祉協議会にしていますよね、総合福祉会館は。5人の人件費補助をしています。そして、したがってその管理については、人件費なしの物件費だけの契約を結んでいる一時期があります、現在は変わっていますけれども。そういう実態からいって、日吉課長が言うところの指定管理というのは物件費と人件費を分かち難くあるんだと、この理解というのは僕は大きな大間違いだと、こう思うわけです。役所の実際の契約の実例を見ましても、日吉課長が言うような実態にはないってないケースが見受けられているんじゃないですか、自分たちはやっているんじゃないですか。

質問に戻りますが。

〔発言する者あり〕

13番（沢登英信君） それはだからそういう反省を求めているんです、おかしいじゃないかと。実態があるから。

〔発言する者あり〕

13番（沢登英信君） それはこれに関連してるものですから、市民文化会館の契約に。

そうしますと、8,431万3,000円の指定管理契約をするんだと、こういうことでございますが、9ページにそれが書いてありまして、10ページを見ますと、令和3年度の予算のところは8,909万8,000円だと、ここに約500万円ほどの差額が数字上出てくるということは、1つはどういう訳かというのが1点でございます。

2点目は、8,431万3,000円、これはこの中に消費税を含んでいるのかどうかと。一般的な契約の工事や建設課等の契約を見ますと、工事金額幾ら、消費税幾らと、合わせて幾らですと、こういう表示になっておりますが、どういう訳で指定管理料については消費税幾らと記載をしないのかと、この中に含まれているという理解をしていいのかと。含まれていないとすれば、これに10%を積んだ数字が契約金額になるのかと。そうしますと、この中に含まれているといたしますと、この人件費と法人管理費が公社の人件費分に当たりますので、令和3年度で見ますと3,782万2,000円が人件費だと、これに法人管理費の1,010万8,000円、これが法人管理費だと、こういう数字になっておりますが、法人管理費とは何を意味しておるのかと、恐らく理事及び評議員の人件費をもって法人管理費と言っているんじゃないかと思うんですけれども、そうだとすれば、逆にこういう理事及び評議員の人件費を、この市民文化会館の管理費の中にも含めるといふのはいかがなものかと、こう思うわけです。理事や評議員のこの人件費を、それぞれ3つの施設に割り振って、持たせるという契約をしているんだろうと思うんです。

それで、公社の実態からいえば、当初、財団法人で設立した頃は、利息も6%とか7%ありましたので、1億円の基本財産を持っていますと、年間600万円から700万円の利息が公社に入ってくると。今日、定期でも0.02%しかない。20万円しか公社には入ってこない。寄附財産が1億円あるわけですね、下田市から贈った財産が。その700万円をもって法人管理や等々の経費が賄えたわけです。しかし今の実態は1億円の基本財産がありましても、年間入る利息は20万円足らずだと。これでは1人の人件費も払えない。したがって、この3つの施設に法人管理費を割り振って持たせているというのが実態ではないかと思うんです。こういう実態をもう少しはっきり見極めて、どう振興公社に援助をしていくのかと。

そして、私が言うところの1,000万円を超えるような消費税を払わなくて済むような仕組みがあるんですから、その仕組みを利用する契約にさせていただきたいと、こう思うわけですが、いかがでございましょうか。

議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 公募の様態で、非公募になぜなったかというのは、公の施設の選定委員会の中で、どのような方法で選ぶとなったときに、まず、公の施設の管理運営に関するガイドラインの中に、福祉向上、学術文化、地域振興などの必要性から設置された施設で、施設管理に対する経験やノウハウが極めて重要な施設の場合は非公募にしてもいいよ。具体的に言うと、振興公社しか指定管理ができる団体がないと申しますか、老朽化している施設を改修しながら管理運営していくこと、そのような管理運営の積み上げてきたノウハウとか、また事業とかもそういう積み上げの中にありますし、施設に合った運営ができるのが財団法人下田市振興公社ということで、そうなったと理解しております。

特に文化系の施設というのは、どこもおおむねそうだと思うんですけども、専門的な高度な、例えば舞台芸術の技術とか、そういう知識とか、事業をやるのにも、継続性とかつながりとか、長年にわたって築いて事業をやるもんですから、しかもその施設を当初から振興公社は担ってきて、それをなかなか改修がうまくいかない中でも、技術と経験の中でやってきたということは、この振興公社でしか管理できないという点がありまして、非公募となったと理解しております。

この運営の要旨の内容については、文化会館独自で提案してきたのかということなんですけれども、これは募集要項とか、施設の管理基準みたいなものをまず御提示させていただきまして、その中で文化会館がその内容に合った独自の独自性も出しつつ、このような提案をしてきています。

人事の停滞がある。うちの担当課としては、事業の是正勧告とか、そういった面では管理というか、提案できるんですけども、その人事の状態を変えろとかということまで言えるかどうかについては、ごめんなさい、分かりません。ただ、事業が適切でない場合なんかは、やっぱり結構話合いを持って、こうじゃないかとか、いろいろ、コロナに対してもこういうことに気をつけてくださいとか、そういうことは言っております。

理事長はどのようにして選出されているかということでございますが、理事長はその適正な人物として推薦を受けてなっているものと思います。

次、差額がありますよね、今回の指定管理料の差額。前回と比べて、この指定管理料の中には、もちろん消費税が入っております。前回のときの指定管理料と比べて平均すると1,000万円くらい上がっているんですけども、これは沢登議員も御存じと思いますが、中小企業においては働き方改革というのが4月1日から施行されるわけでございます。臨時職

員についても時間外の上限や有給休暇の取得など、正職員と同じ待遇にしてやらなければならないということがございます。その面でそういうものを是正いたしましてやっております。その面で人件費は上がっております。もし、同一労働・同一賃金じゃございませんけれども、安かろうということとはなかなかやっぴりできないことございまして、そういった権利を守りつつやっております。その面で上がったことと、委託の関係で防犯カメラをつけたり、今まで30年間替えてなかった電話のシステムを替えたりとか、そういうものの委託料の上がったもの。また消費税の関係で、特例的に8%だったのが10%になったという点で上がっている。そして、公社の職員も20年以上勤務している人が多いという実態がございまして、そういった面でも人件費が上がっているという点がございます。

この10ページの法人管理費の内容でございまして、国際交流とか、会計とか、そういうやっている職員が2名おりまして、その部分を施設ごとに案分して、ここに付けてございます。

以上でよろしかったでしょうか。ちょっと私、抜けておりましたら、御指摘いただけるとありがたいんですが。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 後ほどで結構ですが、理事の選出については推薦を受けて理事が決まっているんだと、こういう御答弁いただきましたけれども、それならば、どなたがどういう推薦をして決まってくるのか、そこら辺が分からなかったから、具体的な答弁がなかったんじゃないかと思いますが、後ほどでも結構ですから、そこら辺は明確にしていきたいと。やはり振興公社をより一層、組織的にも充実したものにしていこうということになりますと、その責任者の責任というのは大変重いんじゃないかと思うわけです。ですから、明確にふさわしい人が選ばれるということが必要かと思います。

それから、答弁漏れは、どういう訳で消費税が幾らで、基本契約が幾らで、消費税幾らという表現にしないのか。この中に含まれているというような表現の仕方をするのか。行政の一般的な今までのやり方は、建設関係を見ますと、本体工事費幾ら、消費税幾らと、そして総額幾らの契約ですと、こういう表示になっているんじゃないかと。何でこんなことを聞くかという、実態的には消費税分を皆さんの頭の中になくて、振興公社に押しつけているんじゃないかと、その費用分を。自ら市役所が消費税の分担分を自ら持っているんだという、この自覚がないんじゃないかという気がするわけです。自覚があるんなら、指定管理の中に当然、消費税は幾らですと、指定管理の契約は幾らですと、こういう表現にするのがふさわしいんじゃないんですか。何でこういう表現になっているのか、ずっとそういう具合に

なっているわけですがけれども、お尋ねをしたいと思います。

それから、国際交流の職員及び臨時が2名ほどいて1,000万円だというようなのは、数字的にちょっと、そんな高給の人が国際交流をやっているなんて思いませんので、恐らくここは私が言うように、理事や評議員の人件費もここに、法人管理ですから、当然入っているんだろうと思います。これは後ほどで結構ですがけれども、検討してみてください。

それから、先ほど言いましたのは、令和2年と令和3年を比べて予算額が上がっているという意味ではなくて、令和3年の指定管理料は8,431万3,000円と9ページに書いてございますよ。そして10ページのほうのこの施設管理費の支出のほうを見ますと8,909万8,000円と、こういう数字になっているので、何かそのほかの租税管理費か何かが入って、こちらの数字が多くなっているんだろうと思いますけれども、この数字をどういう具合に見たらいいのかという質問でございます。

御理解できなければ繰り返しますけれども、よろしいですか。

議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 9ページの令和3年度指定管理料の申請額は8,431万3,000円で、指定管理料は、一番下の欄ありますよね、その8,431万3,000円と合致しております。議員のおっしゃった収支の差引き、これは施設使用料とか、諸収入とか、その部分の950万円と管理費の8,909万8,000円を引いた差額は7,959万8,000円ですよということを言っています。この管理事業の中の差引きを下に示している数字が7,959万8,000円でございます。なので、これは指定管理料の金額ではございません。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 委員会のほうでまた聞きますけれども、よく分かりません、こちらでもよく理解していないもんですみません。指定管理料とこれは違うというのは理解をしていますけれども、何でこの数字が違うのかというのは理由があるんだろうと思うんです。

そうしますと、これは収支が、施設使用料が7,959万8,000円になるので、指定管理料8,431万3,000円やれば収支はとんとんになりますよと、そういうことを意味しているんでしょうか。そうだとすれば、指定管理料というのは努力して収入が上がれば、その収入はその資金として公社がそのお金を自由に使っていいと、こういう仕組みが指定管理料だという具合に思いますけれども、この赤字分を基本的に指定管理料等で補填をしていけばいいんだと、こういう経理だとしますと、これは指定管理の仕組みの経理と内容が違うんじゃないかと、こ

う思うんですけれども、この点はいかがでしょうか。

議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 先ほどの説明がよくなかったと思いますので、もう一度、説明いたします。

文化会館の事業として3つ事業がございまして、施設管理事業、文化事業、自主事業がございまして。この経費から収入を引いた金額が指定管理料になるということでございまして。ですから、さっき議員がおっしゃったマイナス7,959万8,000円と文化事業のマイナス521万5,000円と自主事業の50万円を足すと指定管理料の8,431万3,000円になるということでございまして。

13番（沢登英信君） そういう経理というのは指定管理の反するんじゃないかと。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 施設にもいろいろございまして、利用料金で賄える施設、利用料金がいっぱい稼げる施設、この文化会館というのは半分ぐらいが減免とか、公の市の施設とかに協力要請の中でやっている施設でありまして、お金を稼げる施設に分類されておられません。なので、だから、その不足部分を指定管理料で補っている、それが文化施設の実態でございまして、どこの文化ホールとか文化施設。そういう中でやっているのということでございまして。

議長（小泉孝敬君） 沢登議員、3回あれですから、あとは委員会で詳しく、3回過ぎて4回目ですから。

13番（沢登英信君） おっしゃるとおりでございまして。意見だけで終わりますから。利用料……。

議長（小泉孝敬君） いや、駄目です、それは。規則ですから、委員会でもう一度やってください。

6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 6番、佐々木です。

振興公社、文化会館の関係で、今までの思いと経験の中から御意見を差し上げたいと思います。20年以上前から講演会、それから音楽祭などで活用させていただいております。その中で、先ほど課長が説明しました人事の異動について、僕はそのとおりだと思いますし、そういう異動があっても困らないような日常の引継ぎというのは大事だと思います。経験上、文化会館、電気の資格者、何人いるか分かりませんが、分かれば次の機会、電気の専門の資格を持っている方がいるのかいないのか。これは今日答えていただかなくて結構です。

私は30年以上、もっと大きなミキサーなど扱ってきております。映画も上映させていただいたりして、いろんな経験させていただいている中で、文化会館よりも電波チャンネルももっと多いところ、アナログからデジタルまでいろいろやらせていただいて、そんな中で、今回異動があったということは、支障があるというのは、日常の業務の中で後輩との引継ぎがうまくいっていない、1人の人が長く務めているということ、その人が異動したら困るって、これは組織としては異常なことです。いつでも交代の人が引継ぎでできる、これは市役所の中でも言えることです。誰かがほかの課へ行っても、それを前提に後輩を育てていく、そうでないと無駄な税金が使われます。今回については、私、長いお付き合いの中で、こういうこと言っちゃあれですけど、じくじたる思いで、ああ、こういう運営の仕方というのは、同じ担当の人が長くやるということがちょっと弊害だなと感じております。ですから、人が刷新してどんどん代わるというのはいいことですし、また、代わる体制を日常からつくっておかないといけないと思います。

そんな中で、これは市の再雇用にも関わるんですが、職員の経験、能力から代わり的人がいがないから再雇用でという報告がよくありますけれども、これは市としては、僕はあまり好きじゃありません。定年になったら下田高校卒業生の後輩に道を譲る、そういう体制を、退職はもう分かっているわけですから、4年も5年も前から後輩を育成する、これが本来の市の行政です。この人がいなくなるから、能力がある人がいないから、再雇用で5年も10年もいる、これは後輩も非常にやりにくいです。これが文化会館の中で、僕は20年以上利用させていただいた中で、これはちょっとおかしいなと、同じ方が長くやるというのは、いいことはないなと。逆に僕が手を出して、こうしたほうがいいんじゃないかというようなことも往々にしてありました。ですから、文化会館だけでなく、市役所、もう定年する人の年齢は決まっているわけですから、何年か先のことを加味して、後輩を育てる仕事の仕組みというのが必要だと思います。技術者がいないから再雇用で長く使う、これ、後輩もやりにくくなると思います。ですから、文化会館についてはそんなに難しい仕事ではありません。故障すると修理に出しているわけですから、そういう操作というのは、何年か一緒に後輩を育て、自分がいなくなっても文化会館、やっていけるんだというふだんからの努力がないから、こういうことになると思いますんで、これを参考にさせていただいて、同じ方が長く務めるというのは、僕はあまりお勧めできません。

極端に言うと、振興公社、応募者がいないと言っていますけれども、もっと民間的な発想でいけば、もっとすばらしい対応、先ほど言いました、市民の皆様には仕事をさせていただ

ているという発想になると、もっともっと運営が変わると思います。そういう意味では、長期的な物の捉え方で、人事がいつ異動しても代わり的人がいるよという、そういう体制で物事を進めていかないと、損失が発生するのではないかと思いますので、この辺、市職員の再雇用にも関係することなんですけれども、市長、お考えが、感じ方があれば、なければいいんですが、お聞かせいただければと思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 資格ですけれども、文化会館の担当している技術としては、電気工事士の人が1人います。2名は照明の2級を持っていて、1名は舞台技術資格を持っております。そして、1名異動、専門性が強い方が異動して困っているということをおっしゃっていますけれども、臨時職員の方で電気工事士を持って、いろいろ今まで舞台に携わってきて、やってきた人を正職員に替えています。そんな形でちゃんと補充して、途切れがないような形を、体制をつくっていると聞いております。

また、今まではデジタル的な機器を使うということがなかったんですけれども、若い世代、2人入りまして、デジタル機器についても対応できる体制が整っております。そういった意味で、代わったばかりでちょっとぎくしゃくすることもあると思いますが、資格的にも技術的にも私は大丈夫だと思っております、ちょっと長い目で見ていただけたらありがたいと思っております。

議長（小泉孝敬君） 佐々木議員に言いますけど、議案に関することを質問してください。ここは一般質問と違いますから、一般質問の場と違いますから、あくまでも議案に関して疑問に思うこと、こうしてほしいというその議案に対してだけを質問するようにしてください。

6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 私は広い意味での、先ほどの質問もあったものですからさせていただいたんですが、その議案に沿ってといいますと、施設の管理費などは毎年同じような何千万円単位で出ているという、こういう同じ数字が並ぶということが僕らにとっては納得できないような部分があるので、そういうところも含めて改善の余地があるのではないかなという趣旨で質問させていただきました。要するに機構の在り方、そういうことをこれから、委員会でも話ししますけれども、やっていただければということで、課長のお話で納得はできましたので、要するにいつ、どういう体制が変わっても、業務の流れが変わらないということを経営の中ではぜひお願いをして、もちろん、これ、市役所の中でもそうだと思います。

すが、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） まず、指定管理のこの金額、年々上がっていますね、少しずつ。これ、人件費の高騰が予想されるのかと思うんですが、ちょっとある理事の方からお聞きしたところによりますと、理事会にて理事長が61歳以上の職員の給料を3割カットというようなお話があったと。後から聞くと、このお話は国の施策だったりすることと、あと65歳定年ということが、たしか振興公社のほうでは、それが起点になっていると思いますね。その部分のやはり人件費カットということで考えていらっしゃるのかなと思うんですが。逆にそういうようなお話、その姿勢に対して、年度年度上がっているこの指定管理料、これ、ちょっと矛盾があるのかなと、その辺、ちょっと内訳をお聞きしたいなと思うのと。

あと、先ほどの、ちょっとある理事がおっしゃっていた、61歳以上の職員の給料3割カット、結果的には国の施策等ということは分かったんですが、この理事会の議事録を私が請求したところ、情報公開規定があり、そして、その情報公開規定の中で評議員のみしか閲覧及び謄写できないというような規定がございました。やはり市の公のお金が入って指定管理を受ける以上、ある程度、公にさせていただかなければいけないのではないかなと。やはり市の規定に準ずるといようなことで、その辺の条例等、規定等をもう一度、見直していただきたいなと思いますが、その辺、いかがお考えなのかお聞きしたいです。

それと、課長がおっしゃってた、技術と経験、それから知識、長年にわたったその経験というような、内容に合った人事配置をしているということでしたが、私が聞いている範囲、その人事配置に関して、先ほど中村議員もおっしゃったように、部署異動された、もちろん満遍なく、いろんなオールマイティーなスタッフに育つというような、そういう育成の計画もございます。それは理解はしているんですが、その育成に関してのちょっと計画性がなさ過ぎかなというように感じました。いきなり何か人事異動されたようなことがあって、その育成の計画というのをしっかりしなければ、これは取ってつけたような人事になってしまうのではないかなということを感じております。その辺、課長のほうはいかがお考えかと。

それに、先ほどの課長のおっしゃった知識、経験、長年にわたってということを加味しますと、理事、理事長が、私が知っている範囲、市のOBが4名いらっしゃいます。これ、管理に関しては、もちろん知識、経験があると思います。ただ、文化、それから芸術、その辺

りの継承、発展等を考えた場合、じゃあ果たしてこの理事でいいのかと。振興公社の方針に見合った理事、人事というものはなされていないのではないかと思う次第なんです、その辺、いかがでしょうか、お願いいたします。

議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 人件費の上がっているということで、役職定年は文化会館の場合は正職員4名おまして、2名が50代前半、もう2名が30代。なので、ここにはちょっと役職定年は関わっておりません。逆にスポーツセンターのほうが、令和3年に60歳になるということで、人件費が下がっていくようなイメージの指定管理料となっております。

育成に関して計画性がないのではないかということについては、私ども、管理の範囲内ではないので、ちょっとお答えすることができかねます。財団法人下田市振興公社内部の話でございますので、私は事業に対する是正勧告とか、そのラインでしか申し上げることができないのでございます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） なので、先ほど言ったもう一点言っていた、理事会の議事録の閲覧、この辺りはちょっとお答えしていただきたいんですけども、実際、評議員しか閲覧、謄写ができないというような規定がございます。その辺り、ぜひちょっと変えていただきたいなと思うんですけども。課長、私見でも構いませんので、お答え願えますか。

議長（小泉孝敬君） 総務課長。

総務課長（日吉由起美君） 情報公開、総務課の部分がございますけれども、こちらの下田市振興公社につきましては公益財団法人でございますので、そういう部分の指揮監督につきましては、権限は静岡県ということになってございます。下田市がそれにつきまして情報公開の在り方ですとか、そういうところを指導したりとかという権限もないものですから、今の御質問では、ちょっと今決まっている範囲内で、そのようにお答えがされているものと考えます。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。3回目です。

10番（橋本智洋君） 以降、できれば検討していただければと思います。

要望で終わります。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

1 番 江田邦明君。

1 番（江田邦明君） 人件費の考え方、またコロナリスク、感染症リスク、リスク分担という部分については、後ほど委員会の中で質問させていただきます。

議長（小泉孝敬君） 総務文教委員会ですから。

1 番（江田邦明君） すみません、議第72号から議第74号まで、一連の下田市振興公社が指定管理者ということで、コロナリスクへの対応ということで少し質問させていただきたいと思います。

市民文化会館につきましては、説明資料の6ページ下段のほうに、新型コロナウイルス感染症に対し、公に示された指針に沿って管理を行うという記載の方法でございます。後の資料ですと、スポーツセンターのほうでは、43ページ、感染症対策ということで具体的な記載がございます。また所管が異なりますが、敷根公園につきましては80ページのほうで、新しい生活様式への取組ということで1行程度記載がございます。それぞれ指定管理者の選定に当たっては、ここら辺のコロナ対応という部分では統一した見解を持って、それぞれ指定管理者との契約を結ぶべきかと思っておりますので、この下田市民文化会館については、6ページのこの2行で終わってしまうのか、それとも別の部分で細かな感染症対応について確認をしているのか、お教えいただきたいと思っております。

議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） コロナ対応でございますが、文化会館もスポーツセンターと同じように、基本的な感染症対策をしっかりとしております。また、朝晩、アルコールで拭き消毒をしたり、清掃にいそしんだりとか、イベントについても大声を発するものか発するものじゃないかの人員の100%とか50%とかありますので、そういったところの相談とか乗ったりとか、同じような方針の中でコロナ対策をやっております。それに関しては、担当課である生涯学習課も公的な機関から来た最新の情報とかを常に共有しながらコロナ対策に臨んでおります。

以上です。

議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

1 番 江田邦明君。

1 番（江田邦明君） 施設の管理者自体が適切な対応をしているということは重々承知してございますが、新たにこの5年間の指定管理を受けるに当たって、一方の施設では感染症対応ということについてしっかりと文面で残されている。一方では現場での対応であったり、

ガイドラインというか、マニュアルの中での対応という、一連の契約と考えていく中で、できれば統一した形で指定管理者には書面的なもので確認をしたほうがいいのではないかとこのことでの質問でございましたので、御検討をお願いいたします。

終わります。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 議長、番外。

議長（小泉孝敬君） 要望だからいいですよ。よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第72号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩、2時10分まで休憩いたします。

午後 2時 1分休憩

午後 2時10分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開します。

議第73号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第73号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 議案件名簿の19ページをお願いいたします。

それでは、議第73号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について説明させていただきます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり、指定管理者を指定することについて議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、下田市民スポーツセンターでございます。

指定管理者となる団体の名称は、公益財団法人下田市振興公社。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

提案理由でございます。下田市民スポーツセンターの管理・運営を指定管理者に行わせる

ためでございます。

それでは、内容につきまして、説明資料により説明させていただきますので、お手数ですが説明資料の42ページをお願いいたします。

1の施設の概要でございます。

下田市民スポーツセンターは、平成6年9月に勤労者総合福祉センター、サンワークとして竣工しました。

所在地は、下田市敷根761番地、延べ床面積は1,235.06平米で、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造の平屋建てです。築26年経過しております。

次に、2の指定管理者となる団体の概要ですが、団体名は、公益財団法人下田市振興公社。以下につきましては、記載のとおりでございます。

次に、3の施設管理及び運営の提案要旨でございますが、管理運営を行うに当たっての経営方針は、社会状況の変化や市民ニーズ等に素早く対応できる柔軟で弾力的な運営を行うとともに、枠組みを超えた総合的・横断的な運営を推進し、地元観光産業に貢献できる運営、地元教育機関に協力できる運営を行うです。

安全・安心面からの管理運営の具体策や取組ですが、施設、設備面からは、防犯上の安全点検、犯罪発生時の対策マニュアル化・専門業者による定期点検・的確な日常点検、定期点検などです。

利用者の事故防止、救急処置面につきましては、救急緊急時の職員訓練、研修、特に心肺蘇生術の研修を的確に実施する。日本スポーツ協会公認コーチ、上級救命講習修了者等の資格者による事業等の安全な実施です。

次のページをお願いいたします。

公共的安心面につきましては、収益的な判断に偏らない公平な管理運営と適切な事務、会計管理に努めるです。

感染症対策につきましては、手指の消毒、手洗い、換気の徹底、昼、夕方の清掃消毒の実施等、基本的感染予防対策の徹底です。

安全点検マニュアルは、危機管理マニュアルに基づく管理運営を行う。

施設の管理についてですが、職員の研修計画は、必要な場合の専門的外部研修、経験に基づく技術教育と実践教育、マナー勉強会、救急法の資格取得、市民、観光客の避難地としての訓練等でございます。

経理は、公益財団法人会計基準に準拠した処理の徹底でございます。

施設の運営ですが、自主事業計画の視点としては、健康増進・スポーツの普及の観点から、新たに運動を始めたり、新たなスポーツに挑戦するきっかけづくり。継続参加による健康増進。

施設の利用促進としては、新規利用者の開拓、リピーターの増加、自発的利用の促進を進めるです。

地域交流、利用者間交流の促進として、大会や教室の参加者間交流の促進、指導者と参加者及び公社職員の交流を挙げています。

サービスを向上させるための方策としましては、専門業種に精通した職員の従事と外部指導者の協力による事業の提供。高齢者や体の不自由な方が利用しやすい施設づくりを目指す。次のページをお願いします。

利用者等の要望の把握及び実現策は、各協会との情報交換や定例利用者会議、目安箱、窓口やメール、アンケートにより意見要望を把握し、市や関係機関と連携しながら適切に対応するとしています。

そのほかには、利用者のトラブルの未然防止と対処法、地域との連携、他施設との連携、個人情報の保護、緊急時の対策を掲げています。

45ページをお願いします。

申請理由は、これまで施設管理を行ってきた実績とノウハウを生かし、そこに民間発想のマーケットの視点や効率化への工夫を加え、市民に質の高いサービスと公平な施設利用をしていただけたとしています。

施設の現状に対する考えと将来展望ですが、年間6万人を超える利用があり、市民の憩いの場として十分機能していますが、時間帯の工夫を行い多方面の利用者の獲得を図る。これ、空いている時間帯の活用としての自主事業を考えるということです。利用団体の継続利用、市民の趣味サークル活動をさらに推進する。高齢化に対応し、高齢者向け健康体操の推進。地域の老人会、学校、保育園からの依頼による体操教室の講師として出向し、地域への貢献と施設のPRに努める。観光面にも相乗効果のある合宿利用の拡大に取り組むです。

特記すべき事項は、合宿誘致事業では、地元の宿泊、飲食業者に平等に振り分け地域産業の活性化につなげる。保育園、幼稚園、老人会への体操教室の無料出向。バレーボール等の教室での地元中高生と他地域の中高生との交流。子育て支援センターの親子体操教室の講師を行う。子育て支援センターへの体育館の開放など、市や学校行事、部活動を支援し協力体制ができているです。

指定管理料につきましては、令和3年度は2,388万1,000円。令和4年度が2,290万3,000円。令和5年度は2,144万8,000円。令和6年度が2,148万4,000円。令和7年度は2,116万7,000円です。指定管理料については、毎年協議の上、年度協定で決定いたします。

46ページは令和7年度までの管理運営費の計画表でございます。

47ページは審査結果です。今回の指定管理者の指定につきましては、下田市公の施設の指定管理者選定委員会に公募によらない選定方法で選定していただいたものでございます。

審査に当たりましては、管理運営状況を500点満点で採点いたしまして、500点満点中325点、65%が合格ラインとして設定されています。結果といたしまして357.5点ということで、申請者、公益財団法人下田市振興公社が指定管理者の候補者として適当と認める報告をいただいたものでございます。

48ページから71ページは、基本仮協定書及び仕様書等を添付させていただいております。こちらの基本仮協定書につきましては、本年11月20日に公益財団法人下田市振興公社と仮協定を締結させていただいたもので、今議会で可決いただけた場合には基本協定書となるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議第73号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 公募によらないスポーツセンターの振興公社への管理は、当然のことであると支持をしたいと思うわけです。その観点から見ますと、先ほども質問しましたけれども御答弁いただけなかった、消費税の記載の仕方が何でこの中で含めているという記載にしているんだという点が1点と。

具体的消費税の数字は幾らかと。例えば令和3年の2,388万1,000円というこの契約金額から言えば、10%ですから238万8,000円だと。こういう数字が割り出されてきますけれども、それでいいのかと。

そしてまた、建設課等が工事の表示しているような仕方に何でできないのかということも先ほどもお尋ねしましたけれども、場面は違いますけれども、返事がございませんでした。ぜひ回答してください。

それから、46ページを御覧になっていただきますと、この施設使用料が令和元年は350万6,000円、令和元年度。令和3年度は390万円だと、施設の使用料が390万円ありますよと、こういってございませうが、実態的には利用料金制というのは、この利用料金で大まかの運営費が賄えるというものは利用料金制だと、こういう理解でいいのかと。私はそういう理解をしているんですけども、そういう理解からいえば、約2,380万円からの費用がかかるうちに、390万円しか収入がないと。こういうものは利用料金制度の趣旨から反しているんですから文化会館にしても、スポーツセンターにしましても、利益を上げるような施設ではないですよ。スポーツや文化を振興するための施設であって、利益を上げるための施設でないものを、利益を上げるかのような指定管理制度の中のこの利用料金制度を採用している当局の仕組みそのものがおかしいんじゃないかというのが1点です。利用料金制は、これ、改めるべきだというのが1点でございませうが、何で改めようとしなくていいのかと、利用料金制を取ろうとしているのかと。

そして、そう見ますと、350万円が390万円になる、これは何をもって施設使用料を引き上げる、どういう努力をして引き上げようとしているのか、お尋ねをしたいと。令和2年の予算では427万8,000円、大変引き上がっているわけで、決算ではとてもそんないきませんで271万円だと、こういう数字が出ているわけですので。

そういうことからいきますと、この表を見ますと、約2,400万円の費用がかかると、これを運営するのに。そのうちの1,784万5,000円、人件費です。それから、この法人管理費というのも、これも人件費ですから、117万9,000円、これを足しました約1,900万円というのが人件費だと、2,400万円のうち。これを補助金で支出するということにすれば、先ほど言っているように消費税はかからないと。そして振興公社の人事のほうも安定した人事管理ができると、こういうことを求めているのに検討しようとしなくていい当局の姿勢というのは、どういう訳で検討しようとしなくていいのかと、改めてまたお尋ねをしたいと思います。

そして実態的には、この振興公社のスポーツセンターは、どこに大きな価値があるかといえ、スポーツセンターを管理するということを通じて、この45ページの特記すべき事項というところに書いてございませうが、合宿誘致事業、地元の宿泊、飲食業に平等に振り分け地域産業の活性化につなげると、これは高校の女子バレー等をこの会場に呼ばれてきて、指導者が指導をしていると。大変長い実績を持っていて、これも非常に優れた評価をすべき実績だろうと思うんです。また幼稚園、保育園に体操教室の無料のサービスをしていると、ここにこそスポーツセンターの職員の本領が発揮されているわけですから。そういう人たちを大

事にするという意味からいっても、指定管理料は人件費と物件費がくっついてるもので、分けることはできませんよなんてとぼけた見解を改めていただきたいと。

そしてきっちり、ここで言えば217万円からの消費税を恐らく払うんだらうと思うんですけれども、こっちの租税公課費のところを3年度を見ますと175万7,000円しか租税公課費は払わないということになっているわけです。だから消費税だけ考えたら200万円からの消費税を払わなきゃなんないのに、何で175万7,000円で済むのかなという思いがするんですけれども、分かれば説明をしていただきたいと、こういう具合に思います。

議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） まず、施設利用料が390万円ということで、令和3年度が、その上がってきているということについてのまず説明をさせていただきます。令和2年度につきましてはコロナの関係がありまして、約270万円まで下がりました。今回、先ほど議員がおっしゃいましたように、5月、6月ぐらいには下田市振興公社理事長杯、オレンジカップというのをやっております、今年度はできませんでした。女子バレー部の神奈川県とか、栃木県、浜松、地元、約36チーム、1チーム25名といたしまして約900名余りの方が下田にやってきて宿泊やお弁当など、地域の観光産業に貢献しているわけです。そのほかにスポーツセンターは12月には高校生の合宿、2月、3月には一般や大学生の合宿を受け入れております。結構その収入、そこでバレー教室を今の課長がスポーツ指導員というか、かなりすばらしい資格を持っておりまして、それで教えている。そこでバレーチームの方々と交流したりとかしながら、地域にも教育にも還元している。そういった合宿を推進するという意味と、健康教室、高齢化を見据えて、高齢者に対する健康教室とか、いろんな行事をやっていこうと。そういう中でコロナを乗り越えて、これだけの収入を獲得していこうというようなことで400万円台の数字が上がっております。

あと、利用料金制の採用及び消費税の問題については、私の担当課として答える領域ではない、この指定管理制度の設計についてのあれは、うちの担当課ではちょっとお答えできかねます。

指定管理料の消費税の表記の仕方ですが、この運営費の計画表というのは、スポーツセンターの申請書に基づいて金額を上げておりまして、その分で意図的に消費税を含めて書いているわけではなくて、その関係上、こういうふうに表記していると認識しております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 総務課長。

総務課長（日吉由起美君） 総務課のほうで公の施設の管理運営に関するガイドライン、指定管理者の関係で、下田市としての方針を定めたものがございます。それにおきまして、指定管理者導入施設において利用料金制を導入していることとございます。その利用料金制を導入した理由と伺いますか、状況でございますけれども、利用料金を指定管理者の収入とすることで、指定管理者の経営力によるサービスの向上や利用者数の増加が期待できることから、利用料金制度を導入しているものでございます。

消費税の記載の方法なんですけれども、下田市の指定管理料、先ほども生涯学習課長のほうからありましたけれども、施設使用料等、収入で入る部分と、それから管理費等にかかる支出の部分を両方出しまして、その差引額を指定管理料として決定しているということで、管理費の中には、当然先ほども言われましたけれども、租税公課費ですとか、そういうものも含めた中で支出のほうを見ておりますので、その部分について足りない分を指定管理料として出すということですので、そちらにも消費税は含まれているということになります。

契約書の中では、例えばスポーツセンターでありますと、49ページのほうに指定管理料の額という書き方をさせていただいているんですけれども、消費税及び地方消費税を含むということで指定管理料のほうは記載させていただいているところとございます。

以上でございます。

13番（沢登英信君） 消費税の額は幾らになるの。

議長（小泉孝敬君） すぐ出ますか。暫時休憩しますか。

生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） この金額は上限であって、金額はまた別途協議して、年度協定書で決めることとなっております。消費税10%で含まれておりますので、これを1.1で割り返して10掛けた数字となりますので、それをお伝えは、今計算しなきゃなりませんので。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） じゃあ暫時休憩します。

午後 2時35分休憩

午後 2時47分再開

議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局。生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 先ほどの問題なんですけど、消費税の問題。49ページの第8条

の欄を御覧ください。委託者は本業務の対価として受託者に対して指定管理料を支払う。指定管理料の額は次の額を上限として各年度の指定管理料の額は別途年度協定で定めるものとする。ですので、ここの令和元年度の2,388万1,000円というのは、これが上限ですよ、その中には消費税も含まれていますよということです。それで、これをどうしても、この指定管理料の中、消費税をお示しになれと言うのであれば、令和3年度は217万1,000円でございます、それで45ページに戻っていただきまして、指定管理料の申請額が2,388万1,000円ということで、この示された金額について、この詳細について書いたものが46ページになります。それはただの消費税の問題を隠す隠さないか否かの問題じゃなくて、表記上の問題としてそれを割り振るところになりますよという表でございます。

以上でございます。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 先ほどから言っていますように、ちゃんと水道料にしましても税込み、税込みでないというような形で、役所の会計そのものは消費税が幾らということを明らかにしているわけです、本税幾らと。そういうことといえば、この中に含むなんていうようなこの表記の仕方ではなくて、きっちり本税幾らが限度だと。そしてそれに伴って消費税は幾ら足して、幾らになりますよと、こういう表記にしていきたいと、こう言っているわけです。それに対する答弁が全くなくて、皆さんはこれでいいんだ、これでいいんだというような答弁の仕方をしているから、どうなんですかと、こう言っているわけです。

議長（小泉孝敬君） 教育長。

教育長（佐々木文夫君） ただいまの沢登議員の質問に対しましての表記の仕方ということで、私たちも表記の仕方、こう書かなければならないという形でのものではありませんでした。したがって、今後検討させていただいて、その表記の仕方をまた課内で検討しながら、できたら表示できるようになれば、一番それがいいかなと思いますので、すみません、ちょっと検討させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 利用の促進について質問させてほしいんですが、合宿という言葉がたくさん出てきます。スポーツ合宿誘致により観光産業の活性化を図る、あるいは合宿利用の拡大は観光面においても様々な相乗効果が期待できる、あるいは合宿誘致事業では、地元の宿泊、飲食業者に平等に振り分け地域産業の活性化につながっていると。今後の人口減、少子

化において、そういう合宿などで外から呼んで、利用促進を図るとするのは非常に大事だと思います。

そこで、何か、例えばプロ野球の、どこそこのバレーボールのチームが来たとか、そういうのは地元のバレーボール関係者に非常に大きな話題になると思うし、子供たちのやる気にもつながったりすると思うんですが、そういう、私の勉強不足なんですが、主立った実績、それから令和3年度に向けての合宿の何か数値的な目標があればなと思いますが、まずそこからお願いします。

議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木美鈴君） 目標ですが、バレーボール教室、イコール合宿ということで言うと、全体として42チームほどをコロナ禍もありますので、目標としております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 教育長。

教育長（佐々木文夫君） 今のスポーツ合宿ということでお話をされておりますが、このスポーツセンターの合宿誘致ということで、ちょっと追加でお話をさせていただきたいと思えます。あくまでもスポーツセンターの構造、体育館の構造につきましては、バレーボールが2面ですか、バスケットボールについてはリングがありませんので、今のスポーツセンターにつきましては、現在の体育館の形からいいますと、バレーボール誘致ということが中心になるかと思えます。今、課長のほうからお話があった、バレーボール中心に、今ちょうどスポーツセンターの専門家がいる関係で、地区外からの誘致を多く入れておるというようなことで、答弁のほうを終わらせていただきたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） バレーボールのみということで、頑張ってお誘致していただきたいなと思えます。でも、卓球もできるんじゃないかと思う。たしか卓球台もあったと思うんですが、卓球もはやりですので、ぜひ誘致していただきたいな。

その誘致という意味では、別にプロ、学校に限らず、例えば民間の草野球チームでも僕は誘致の対象になり得るんだな。というのは、ここにも書いています、観光と一緒にやるんだというふうに書いています。下田というところのメリットを大きく生かしていただきたいなと、これは御提案になるんですが、例えば私、黒船祭に長年音楽で関わっておりますけれども、全国からバンドが、ノーギャラでもいいんだと、下田はいいんだ、下田は楽しい、海がきれいだし、観光できるし、食べ物おいしい、キンメもあるから、下田に限ってはノーギャ

ラだって俺たちは行きたいんだと、こう言っていたんですね。ここはぜひ観光と一緒にくたにして、つまり、例えば卓球とかバレーボールの愛好家が、下田に行って、観光もしつつ練習もしようぜと、これは大きなメリットです。何も無い山の中の体育館ではないんです。そういうメリットをぜひ生かして、観光交流課と一緒に、この誘致というのをやっていければ、より効果が上がると思いますので御提案させていただきます。

議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第73号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第74号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第74号 敷根公園指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（白井達哉君） それでは、議第74号 敷根公園指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の20ページをお開き願います。

議案の題名は、敷根公園指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設に対する指定管理者を指定させていただきます。

指定管理者を指定する公の施設の名称は、敷根公園でございます。

指定管理者となる団体の名称は、公益財団法人下田市振興公社でございます。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

提案の理由は、敷根公園の管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

指定に至りました経過概要につきましては、今までの説明と重複いたします部分は省略させていただきます。

指定管理者導入に伴う敷根公園の指定経過でございますが、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間を財団法人下田市振興公社に、次に、平成20年4月1日から平成25

年3月31日までの5年間及び平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間を同じく財団法人下田市振興公社に、その後、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間を同じく財団法人下田市振興公社を指定しております。したがって、今回5度目の指定管理者の指定ということになります。

また、今回の指定につきましては、平成23年度に下田市経営戦略会議、公共施設利用推進協議会での議論を経て定められた、公の施設の管理運営等に関するガイドラインに基づきまして、非公募の運用をさせていただきます。指定の期間につきましては、ガイドラインに基づき5年間としております。

この指定管理者の候補者の選定につきましては、さきの議第72号及び議第73号で述べておりますとおり、下田市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条の規定により、選定委員会にその選定を依頼したものでございます。令和2年11月11日付で選定結果の報告を受けてございます。

このたびの指定管理者の指定につきまして、議案説明資料により説明をさせていただきます。

お手数ですが、説明資料の78ページをお開き願います。

1の施設の概要ですが、施設の名称は敷根公園、所在地は下田市敷根757番地が代表の地番でございます。

施設の規模等でございますが、本施設は、昭和61年6月30日から供用が開始されております。その敷地の延べ面積は11万8,616平方メートルでございます。

次に、2の指定団体の概要につきましては、議第72号及び73号での説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

次に、3の施設管理及び運営の提案要旨につきましては、(1)で管理運営を行うに当たっての経営方針について記載してございます。

(2)の安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組につきましては、アの維持管理における安全性の配慮、イの施設の安全対策、それぞれの項目につきまして記載をさせていただきます。

ページを1枚めくっていただいて、79ページに(3)施設の管理については、ア、職員の配置について記載してございます。

次に、(4)施設の運営については、アで自主事業、イ、サービスを向上させる方策、ウ、利用者等の要望の把握及び実現策、エ、利用者のトラブルの未然防止と対処方法、オでその

他について記載してございます。

次に、（５）個人情報の保護につきましては、ア、個人情報の取扱いについて、次ページ、80ページに、イ、具体的な措置についてそれぞれ記載しております。

（６）防犯時の対応については、ア及びイの対応をそれぞれ記載してございます。

次に、（７）団体の理念につきましては、ア、指定管理者の指定を申請した理由について記載をしてございます。

次に、（８）その他特筆すべき事項としまして、アで経費削減への基本方針、イで検討課題、ウ、地域活性化への取組、エ、新しい生活様式への取組についてそれぞれ記載してございます。

次に、４の指定管理料についてとなっております。今後５か年の計画額が記載のとおりとなっております。

今回の提案に基づき、各年度の金額及び支払い方法の年度協定を結び、決定をすることになります。

81ページの管理運営費計画表を御覧ください。

施設管理事業及び自主事業の収入・支出、指定管理料について、令和元年度決算及び令和２年度予算、今回の指定期間に当たる令和３年度から７年度までの予算を記載してございます。令和２年度の計画指定管理料は7,265万3,000円に対しまして、令和３年度の計画指定管理料が8,786万9,000円、前年比約20.9%の増額でございますが、この主な要因といたしましては、人件費の積算におきまして、令和２年度までは、施設管理事業分として正規職員、臨時職員合わせて、計９名を計上しておりましたが、令和３年度からは、消毒作業等、コロナウィルス感染症予防対策の実施等も必要となることなどもあり、10名に変更して計上していることなどによるものでございます。

説明資料の２ページから５ページまで及び82ページは下田市公の施設の指定管理者選定委員会の審査結果の写しでございます。

こちらの３ページに記載は、72号、73号と同様、今回の選定に際しまして、選定結果を導き出すに当たっては、公募によらない選定であることから、現状の施設管理運営状況を500点満点中の325点として設定し、それを一応の目安としました。

82ページを御覧ください。

事業の遂行能力をはじめ、８項目について採点していただいた結果、500点満点中361.7点ということで、候補者として適当と認められたものでございます。

83ページから93ページまでは、敷根公園の管理に関する基本仮協定書の写し、94ページから112ページまでは業務に関する仕様書でございます。こちらの基本仮協定書につきましては、本年11月20日に公益財団法人下田市振興公社と仮協定を締結させていただいたものでございまして、今議会で可決いただけました場合には基本協定書となるものでございます。こちらにつきましても、後ほど御覧いただけたらと思います。

今回、提案させていただいております敷根公園指定管理者の指定につきましては、御承認をいただいた後に、改めまして予算審議の中で債務負担行為につきまして議会の御承認をいただく予定でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 5度の更新になるということですが、全て非公募であったのではないかと思います。公募であったときがあるのかと。そういう具合に考えますと、指定管理の制度ということについて、課長はどのように考えているのかと。先ほども言いましたように、84ページの指定管理料の料金につきましても、建設課の多くの契約は、本体工事幾らとか、消費税幾らと、こういう表記になっていると思いますが、こういう表記でなくて、この中に含むというような表記で、何ら疑問も感じずに、長らくこういう形で進めてきたと思いますが、それをどのようにお感じになっているのかと。

それから公園ということで、建設課で管理をされておりますが、公園の仕組みだけではなくて、御案内のようにテニスコートがあり、グラウンドがあり、サッカーや、そこで野球ができた、あるいはプールがあると、こういう施設だと思っわけです。全体を含めて公園という表現をされていると思いますが。そうしますと、建設課で管理することに疑問というのは感じていないのかと。テニスや水泳や、あるいはサッカーの振興、スポーツの振興ということに関わっているわけですね。建設課としてどういう姿勢でこれらの振興に関わっているのかと。

そしてもう一方では、公園であったり、災害の避難地であったり、駐車場も備えているという形で、いろんな市民が便利に利用しているという施設だろうと思うんですけれども、そこら辺を建設課長としてどのように建設課以外の側面も持っている施設であろうと思いますが、どのようなお考えをされているのか、お尋ねをしたいと思います。

そしてプールの中には、かつてファーストという民間の水泳教室をやる方が施設を借りて運営をしている時期があったかと思うんですけれども、そういうものが現在なくなってしまうという状態だと思うんですけれども、そういう意味での水泳振興を図っていくというような手だてというのは建設課長としてどう考えておられるのかと。テニスやサッカーや野球の振興についてどういう責任といたしますか、お考えなのか、お尋ねをしたいと思います。議長（小泉孝敬君） 建設課長。

建設課長（白井達哉君） すみません、御質問にお答えする前に、先ほど私、説明資料の説明の中で、供用開始年月日を昭和61年6月30日と口述しましたが、すみません、資料、7月1日なので、訂正をさせていただきます、すみません。

まず消費税の関係につきましては、工事の関係の契約書は10%が明記されていると。それはすみません、建設工事の関係のルールの中で、工事のお金、契約予定価格と積算するに当たりまして、消費税を抜きで計算したものに便宜上という言い方もあれなんですけれども、実際にはその積算したもののの中に非課税のものとかもあるかもしれない中で、ルールとして一括、単純に10%を掛けて、消費税額ではなくて、消費税相当額という表記になっているんですけれども、そういうやり方をしているということで、実際にこの表記、消費税、外税方式、内税方式とあり、この表記がいけないというふうには思っていなかったんですけれども、先ほどのここだけの話ではございませんので、先ほど教育長からも答弁ありましたとおり、うちも同じですので、検討した上で今後の表記の仕方については考えていきたいというふうに思います。

すみません、建設課としてスポーツ振興の施設。ここにつきましては、都市公園として、都市公園というのはいろいろありまして、都市公園の中の運動公園と位置づけております。何課の仕事だからどうかということではなく、私の与えられた仕事の中で、時にはスポーツ振興ということにも通じますけれども、お年寄りの方が健康維持のために水中ウォーキングなどをやることは何課なのと言われると、市民保健課なのかなとか、そういうことを、これは何課、これは何課ではなくて、厳密に分けられない仕事というのもある中で、私は私の与えられた職務の中で仕事をさせていただいているというふうに考えております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 指定管理料の表記については御検討くださるということですので、よろしく申し上げます。

そして、やはりここも敷根公園の管理につきましても、やはり施設使用料と実際にかかる費用の乖離というのは膨大な額になっていると思うんですね、この81ページですか、数字を見ましても。そうしますと、これはやはりこれも利用料金制で賄えるような施設ではないと、公園ですから、それはもう公の施設として、市がきちりと責任を持って管理をしていくという、こういう施設だろうと思うんです。ところが直営ではなくて、公社のほうが、公社に委託したほうが、より効率的に運営できるので、公社をお願いしているんですよと、こういうことだろうと思うんです。違うのかどうなのか、そこら辺を確認をしたいということと。

先ほど、都市公園の中のスポーツ公園であるので、じゃあテニスの振興やサッカーや水泳の振興に課長としてどういう心を砕いているのか、砕いている実績があれば紹介をしていただければ、大変ありがたいと思います。なければないで結構でございます。

議長（小泉孝敬君） 建設課長。

建設課長（白井達哉君） すみません、具体的にじゃあ何をやっているかということですが、私自身がテニスや水泳ができるわけでもなく、指導、運営面、指定管理者にお任せしているところもあるのですけれども、指定管理者がその力を発揮しやすいような環境を整えるということに貢献していけたらなと思っております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） ありがとうございます。そういう意味では、やっぱりテニスの指導ができる方、あるいは水泳や陸上やサッカーの指導ができる方という、そういう専門家の協力と知恵が要るんだろうと思うんです。そういう点では、ぜひとも公社の在り方を市がきちりと責任を持つと、人材もそこに送り込んでいくと、こういう姿勢と方針を建設課長としてもお取りくださるようお願いをして、質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） すみません、総務課長にお尋ねします。先ほど72号、73号ですか、72号のときに私がお話ししました情報公開規定、これ、公益財団法人だということで、県の管轄だと課長おっしゃっていましたが、ページの89ページ、72号だとページ18ページ、それから73号だと54ページの第29条、情報公開というのはこれ載っております。受託者は指定管理者の業務の執行に当たり作成し、または取得した文書等であって、受託者が保有しているものの公開については、受託者が定める情報公開規定等により行うものとする。2、前項の

情報公開規定等を定めるに当たっては、受託者は委託者と協議するものとする。当該情報公開規定等を変更する場合も同様とするとなっております。ということは変更ができるのではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。これ、ある意味、市との個別契約だと思うんですけども、いかがでしょう。

議長（小泉孝敬君） 総務課長。

総務課長（日吉由起美君） 大変失礼いたしました。こちらに書かれているとおりだと思いますので、確認してみたいと思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） やはり市の公共のお金が入って指定管理になっております。ぜひとも、これ評議員だけではなく、ある程度、理事及び市の皆様、私ども議員も含めて、ぜひ情報公開をしていただけたらと思います。

以上、要望で終わります。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 80ページ、（8）その他特記すべき事項についてということで、先ほどの市民文化会館のところでも新型コロナの関係で質問させていただきましたが、工の新しい生活様式への取組の中で、具体的には独自の警戒レベルを設定しということで、この警戒レベルというものが、独自でどういう設定なのか、県または国のレベルを独自に判断するのか。または受託者の振興公社のほうで独自の警戒レベルを持っているのか、その点について少し確認をしていきたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 建設課長。

建設課長（白井達哉君） 独自のレベルと申しますか、公社の中で独自の6段階に分かれて段階的な引上げ、引下げを考えていくという、そのレベルについては独自の基準なんですけど、そのレベルの引上げ、引下げにつきましては、県のレベルの上下等、県の方針等を考慮しながら決めていくことになるものでございます。具体的には賀茂郡内だけのお客様に絞るとか、お客様の範囲の制限であったり、時間短縮であったりとか、あまり細部までちょっと言えるのかどうか分からないところがあるんですけども、6段階の独自の制限を設けているということでございます。あと入場前の安全確認、健康状態のチェックであったり、定期的に消毒作業を行うとか、そういうことを独自のルールを定めてやっていくと、そういうふう

伺っております。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） これから新下田モデルということで、こちらの敷根公園についても公の施設ということで、今の御説明ですと、独自の判断基準は持っていないくて、県または国の警戒レベルに合わせて、独自の運用基準を持っているという解釈でいいのか、お尋ねしたいと思います。

それとは別に、この6段階というのが、例えば下田市内で何名感染者が出たら、賀茂地域外からのお客様を入れないとか、独自の基準を持たれているようでしたら、1つの施設だけが独自の基準を持っているというのは、少しおかしいことかなと思いますので、また委員会の中でその資料を見せていただいて、これからの新下田モデルに反映させていくべきかどうかも議論していきたいと思いますが、独自の基準を持っているか、独自の運用基準なのか、教えていただきたいと思います。

議長（小泉孝敬君） 建設課長。

建設課長（白井達哉君） 独自の基準、今議員がおっしゃられたような、例えば市内で何人の感染者が出たらこうするとかということまでは定めていません。その6段階の内容を定めているだけでございます。実際にどこを適用するかというのは、ほかの施設だったり等の調整も必要に、例えば大きなスポーツ大会ですとか、会場を2会場に分けてやりますよと。例えば野球の試合とかで、会場を2会場に分けて、予選というか、1回戦はやっていきながら、準決勝、決勝はこっちでやるとかというときに、そのもう一つの施設と、この敷根公園の運用基準がばらばらで、いや、うちは県内しか駄目ですとか、うちは賀茂郡内でしか駄目ですとかとなると、大会の運営そのものの調整とかも出てきたりなど、いろいろ出てきますので、独自できっちり、ここは何人出たからどうか、静岡県で何人出たからどうかということではないのですけれども、ただ、6段階を定めているという、そう御理解していただけたらと思います。

以上です。

議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。3回目です。

1番（江田邦明君） 少しこの6段階の表記を見ないと、なかなかちょっと議論が難しいのかなということで、また委員会の中でお願いをしたいと思います。

終わります。

議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第74号議案は、産業厚生委員会に付託します。

議長（小泉孝敬君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

5日、6日は休会とし、7日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほど
よろしくお願い申し上げます。

御苦労さまでした。

午後 3時22分散会